

4章

資料

1. 福島県PTA連合会の発足
2. 福島県PTA研究大会 開催地一覧
3. 学校数・児童生徒数・会員数一覧
4. 福島県PTA連合会規約
5. 福島県PTA安全互助会の歩み
 - I 時代背景と設立の経緯
 - II 安全互助会補償制度の変遷
 - III 安全互助会加入校数・加入人数の推移
 - IV 学校・PTA活動支援補償制度の変遷
 - V 安全互助会会則

▶ P T Aの発生と県P T A連合会の誕生 ◀

(1) P T Aの発生

わが国のP T Aは、アメリカのP T Aの影響を受けて発足した。

アメリカのP T Aは、1897年2月17日、ワシントンに誕生した。今から94年前のことである。この日、アメリカのP T Aの前身である「全国母親協議会」が、創始者のアリス・マククリーラン・バーニー夫人と、協力者によって結成された。

この頃、アメリカは、経済恐慌が去って数年後であり、いたるところに景気の回復と活気が満ちあふれて、急速な工業化・都市化が進行し、いわゆるはなやかな1890年代を迎えていた。

しかし、義務教育は、まだ30あまりの州にしか制度化されておらず、学校に行かずに働いている子どもたちも多く、子どもたちの教育や福祉は、あまりかえりみられない時代であった。

こうした社会情勢の中では、さまざまな社会改革の気運が高まることは当然であり、婦人参政権運動をはじめ、教育面では、幼稚園設置運動、公立学校の増設、教員養成の問題、教育課程の改善、特殊教育の振興などについて、その改革が進められていた。

母親協議会は、まさにこのような時代の要請に応えるものであった。バーニー夫人は、成人教育によって、母親を啓発しよう、世論を呼び起こして、子どものための法律を作ろう、そして市民に子どもに対する責任を、喜んで果たすようになってもらおう、このような趣旨で活動を進めたのである。

このようにして生まれた「全国母親協議会」は、年ごとに発展し、1908年に「全国母親P T A協議会」と改称された。さらに16年後の1924年に「全国父母教師協議会」となり、現在に至っている。

(2) わが国のP T Aの歩み

第2次世界大戦の終了間もない昭和21年3月、わが国にP T Aづくりを奨めた報告書が、第1次アメリカ教育使節団によってもたらされた。

この報告書には、「児童生徒の福祉増進及び、教育計画の改善のために、父母と教師の会に激励を与えること」という一項が示されていた。そして半年ほど過ぎたころ、C I E（占領軍総司令部民間教育情報部）は、この報告書の趣旨にもとづき、文部省に対しP T Aの研究と結成を促している。

文部省は、翌22年3月5日、「父母と先生の会—教育民主化の手引—」という資料を、全国の知事あて配布し、P T Aづくりを奨励した。これが、わが国におけるP T A誕生のきっかけである。

この手引書の中の「P T Aの趣旨と目的」の項には、「……子どもたちのためにつくすには、まず子どもたちの生活や気持ちや性質を、十分に理解することが必要である。必要とあらば、子どもたちの保護のための法律や規則を、国や地方公共団体に作ってもらう、娯楽や厚生のための仕事を進めてもらうとかいうように、強力に活動する責任があるのである。」など表現されていた。

この手引書が配布された昭和22年3月には、教育基本法や学校教育法が公布されて、新しい日本の教育の基本が定まり、学制が現在の6・3制に変わった時である。

P T Aの結成は、新しい教育制度の発足並びに、その後の文部省の指導や普及活動とあいまって、全国的に急速に進められ、その結成率は、昭和23年4月までに、全国の小中高校の82%にも及んだといわれている。

P T Aの普及結成が、このようにめざましかったのは、すでにわが国の学校には、従来から、父兄会や母の会などの学校後援会の組織があり、その組織替えによったからであるといわれている。

その後、昭和23年10月に「父母と先生の会参考規約」が、ペンシルバニア州立大学のローズ・コロ博士の指導によって作成され、わが国P T Aの方向づけに大きな役割を果たした。

この参考規約は、さらに昭和29年4月に、より実情に即したものにすためとの趣旨から改正され、「父母と先生の会（P T A）第2次参考規約」として発表され、現在も引き継がれている。

PTA全国協議会が結成されたのは、昭和27年10月である。正式名称を「日本父母と先生の会全国協議会」として発足した。

結成に至るまでには、いろいろと曲折があったようである。昭和22年10月に、文部省社会教育局が、教育刷新委員会に提出した資料に「今後、PTA組織が各学校ごとに結成され、それが全国連合組織にまで発展することを期待する」と記されているが、ここに全国組織の方向が打ち出されたわけである。

昭和23年1月、東京都私立中学校父兄会連合会が、明治大学で日本PTA結成促進準備会を開催。また5月には、小学館の教育技術連盟が主催して、神田教育会館で、PTA研究協議会全国大会が開かれ、11月には、東京文理大内のPTA研究会が、早稲田大学で、PTA全国教育研究協議会を開催している。

しかしながら、このような民間の動きは、すぐには実を結ばず、昭和25年2月、文部省の呼びかけによって、全国の代表者が共立女子大学に参集し、第1回全国PTA研究協議会を持ち、4月に第2回、7月に第3回会合を続け、ようやく11月に「日本父母と先生の会全国組織結成準備会」が組織された。

生みの苦しみを味わいながら、ようやく結成の運びに至ったのは、さらに2年後の昭和27年であったわけで、約5年の準備期間を要したことになる。

以来40年余、全日Pは数々の実績を積み重ねながら、今日に至っている。なお会の名称は、その後、昭和29年に「日本PTA協議会」に改め、さらに昭和32年には「日本PTA全国協議会」と改め、昭和60年には法人化し「社団法人日本PTA全国協議会」となった。



創立20周年記念式典
(43. 5. 27)
国立教育会館

創立40周年記念式典
(63. 11. 16)
ホテルニューオータニ



全日Pが、宇治山田市で、第1回全国PTA大会を開催して以来、毎年各地で全国大会を開催し、平成2年度は第38回大阪大会を迎えたわけである。



第1回全日本PTA大会
(28. 8. 29)
宇治山田市

(3) 県PTAの発足と歩み

① 県内PTAの発足

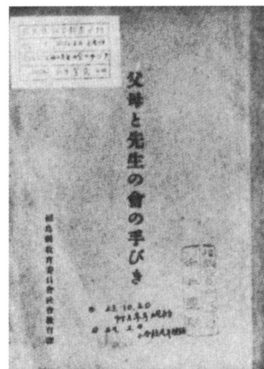
昭和22年3月、文部省は5日付けで、各都道府県知事宛てに、「父母と先生の会—教育民主化の手引—」を送付したが、本県社会教育課では、このパンフレットを直ちに複写印刷して、市町村に配布した。

しかし、市町村では、すぐにPTAをつくるわけにはいかなかった。従来からある学校後援会等の仕組みを、どう解消するか。PTAの目的や本質、活動について、理解も不十分など、大きな悩みに直面した。

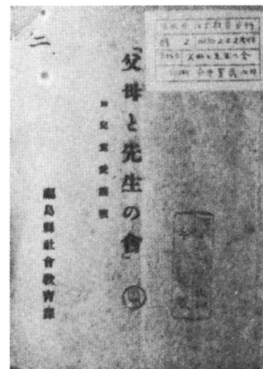
昭和22年7月、文部省と県が共催し、軍政部が協力して、郡山市と福島市で、第1回の県社会教育研究会が開催され、そのプログラムの中に、「父母と先生の会」が取りあげられ、PTAの理解が図られた。

続いて11月中旬から下旬にかけて、第1回PTA運営協議会が、県内16教育事務所管内で実施された。各管内の町村長、学校長、保護者役員等が、極めて熱心に参加されたとある。

さらに、なぜPTAを設立しなければならないかという



昭和22年度
「父母と先生の会の手びき」
(県教委社会教育課)



昭和22年度
「父母と先生の会」
(県社会教育課)

趣意書的なパンフレットが、同時に出されるなど、行政も真剣にその普及に努め、現場でも腰を入れて、PTAを受けとめようとしていたことが伺える。



昭和26年度
「P.T.A.の性格について」
(県教委事務局社会教育課)

半数の小中学校で結成され、昭和23年度には、大多数の小中学校に、PTAの誕生をみたわけである。

昭和23年10月、文部省より「PTA参考規約が配布され、翌24年には社会教育法が公布されて、PTAは社会教育団体として、位置づけられるなど、PTAのあり方をめぐって、会員の意識も大いに高まった。

② 県PTAの結成

このような盛りあがりの中で、各郡市ではそれぞれ郡市PTA連絡協議会を持つなど、独自の活動を始めるところも出てきた。

PTAの団結が、子どもの幸福のために必要である、と考えた当時のPTA幹部の方々は、郡市の会長会を、昭和25年5月、福島第一小学校に持った。県連Pの組織化のためである。

この会では、「県内PTAの発展向上を図るために、一本化すべきである。」との意見が大勢を占め、そして各郡市と

昭和23年にはいって、9月には、教育委員選挙啓発をかねて、福島・いわき・郡山・会津若松の4市を会場として、福島県PTA指導者講習会が開かれるなど、啓発理解のための活動が活発に行われてきた。

こうした機運と相まって、続々と単位PTAが結成され、昭和22年度には県内で約



昭和28年度
「子供の幸福をおもう」
(県教育委員会事務局)



昭和31年度 県連P会長賞表彰状
(福島一小)

も、組織化を図るため、1年間努力することを申しあわせた。

ついで昭和26年6月1日、福島県PTA連絡協議会は、正式発足した。



昭和32年 第3回教育予算確保県民大会

以来、県連Pは、毎年代議員による総会を開き、役員選出と事業計画、予算審議をして、活動を続けてきている。

昭和27年5月、福島第一小学校で開催された第1回大会以来、毎年県大会を開催して事業計画、予算の報告を行い、議案として、当面する教育行財政問題について討議し、これを県当局に陳情してきた。なお、昭和30年度より持たれた「教育予算確保県民大会」は、年々県の予算査定時期に開催されてきた。これを主唱したのは、県連P、県小・中・高校長会、県市町村教委連協会、県教組、県立高教組などで、予算編成の重要な時期に、子どもたちの健全な成長を願ってやまない父母と教育関係者が、一堂に会して県民大会の名のもとに、種々討議することは、極めて有意義なことであり、30年代から40年代にかけて、本県教育界における一大年中行事となっていた。

昭和49年に、名称を「福島県PTA連合会」と改称し、時宜に即した会則に変更し、あわせて県連Pの安全対策、補償対策の事業として、安全互助会を設立した。

当時、学校管理下の事故は、学校安全会において補償されるが、管理下外における傷害に対する補償はなかった。このことは全国的に問題視されていた。先鞭をつけたのは



第23回県PTA研究大会(第6回東北大会)
(49.9.11 福島市)

関西地方のPTAであり、わずかの掛金で、損害の一部を負担する保険制度が、生まれたわけである。

本会では、東北各県の実情を調査し、再三検討されてきたが、昭和49年6月3日の理事会で、満場一致の合意が得られ、正式に発足をみた。7月1日事業を開始、当時の掛金は1人年額120円の希望加入、加入比率は極めて少なく、理事各位が先頭に立って、加入促進に努められた。

現在では、年々掛金等の変更を経て、補償内容も充実し、理解の深まりと共に互助体制も定着してきている。

県連Pは、研修活動事業を重視してきた。特に昭和55年度より、ブロック別に母親セミナーを計画し、県教委社会教育課のご指導のもと、母親リーダーの育成に努めている。当初は福島での中央研修であったが、要望も強く、ブロックごとの開催に拡大し、毎年継続され、多くのリーダー養成に寄与している。



また、昭和31年以来継続されている優良PTA表彰も、各郡市連Pよりの推せんを受け、審査会を経て、県大会の席上、団体個人とも表彰している。単位PTAの充実発展に貢献しながら今日に至っている。



創立30周年を迎えて、昭和56年12月8日、県文化センターにおいて、記念式典を盛大に挙行政した。県下各郡市連Pより

関係者多数の参加を得て、来賓より祝福を受け、歴代会長への感謝状贈呈、経過報告と本会の発展を祝し合った。引き続き、県文化センター館長佐藤光氏の「人間と文化と教育」と題した記念講演があった。会章を制定し、会旗を制作したのもこの時である。



あわせて記念誌「30年の歩み」を発行し、県下会員校に

配布した。編集は事務局が当たったが、30年を経て、本県PTAの活動の足跡と実態がまとめられたことは、大きな意義があった。資料は今井豊蔵先生より提供を受け、1年数か月を要した労作であった。

さらに、昭和59年12月3日、安全互助会の10周年記念式典が、県青少年会館で行われ、この制度の一層の充実発展が期待された。なお、互助会事業の一環として行われた「子どもの災害事故防止ポスター習字展」は昭和52年度より行われている。各種災害事故防止への認識を強めることにより、安全意識の高揚に資するもので、昭和60年より習字も加わり、年々参加数も増加してきている。



(4) PTA創設当時の資料

① PTA普及のためのCIEの絵解き資料

昭和21年3月5日、第1次米国教育使節団が来日して作成した報告書の中に、日本にPTAを作ることが勧奨されていた。CIE（アメリカ占領軍の民間情報教育局）は、この報告書によって積極的に文部省を指導した。12月、文部省は各都道府県社会教育所管課長会議において、PTAの趣旨を説明し、その積極的普及方を奨励している。

そのころCIEで作った絵解き資料の説明文を参考に掲げる。

◇「父母と先生の会」

- (1) 子どもにとって先生は、お父さん、お母さんの次に親しい方だ。
- (2) お父さん、お母さんが先生と識り合いになり、先生の教育方針を理解する。先生もまた、お父さん、お母さんと親しくなる。そして初めて、皆が一緒になって、子どもたちの幸福を図ることができる。
- (3) そこで学校の先生と、お父さん、お母さんが全部揃って、「父母と先生の会」を作る。そうして日を定め

て集まる。

- (4) その日には専門家を招いて衛生や子どもの心理や新しい教育法など、ためになるお話を聴く。お話が済むと、みんなで話し合う。
- (5) ある日には、教育映画を観る。
- (6) それからまた、子どもの病気に気づかずに学校へ行かせたり、ほかの子どもにうつらせたりしないように子どもの病気を早く見つけることも習う。
- (7) 道路の改修、学校衛生、医療設備、学校給食など、子どものためになる仕事をやって貰うように、この会を通じて当局に願う。
- (8) この会ではまた、図書室を創る。そうして新しい雑誌や本や新聞の寄贈を受け、子ども達がいろいろな本を読めるようにする。
- (9) 子どもの演芸会を催し、入場券を売って、その売り上げは、この図書室の新しい本を買う資金にする。
- (10) 子どもの運動会には、お父さんや先生も加わる。入場料はやはり運動場の設備や学校給食施設の資金にする。
- (11) お母さん方は、お茶やお菓子を売って、資金を援助する。
- (12) 学校給食はお母さん方で交替で温かい御飯やお汁を作る。
- (13) 校舎は何時も心地よくしておく。それにいる材料だけは買うが、お父さん、お母さん、先生方で働くから余分なお金はいらぬ。
- (14) ペンキ屋さんはペンキ1缶、ガラス屋さんはガラス1枚、電気屋さんはスイッチ1個、家庭用品屋さんは料理具1個というように、少しずつ商人から寄付して貰う。
- (15) 女生徒たちは、裁縫の時間に作ったものを年末に売る。その売り上げで新しい材料や道具を買う。
- (16) お父さん、お母さんは草木や花を植えて校庭を美しくする。
- (17) 父母と先生の会は、よい学校を育て、物分りの良い父母を育て、新しい希望を持つ子どもを育てる。

昭和22年3月5日、文部省は都道府県知事宛てに、「父母と先生の会—教育の民主化の手引—」を送付し、PTA結成の解説書としている。これはCIEがPTAの要綱を

示し、それに基づいて作られたものであるから、PTAというものの考え方は、前述の絵解き資料の説明と同様であった。

このころ各県には教育委員会がまだできておらず、教育行政は教育民生部が所管していたので、文部省から知事宛てに、各学校に伝えよ、と通達されても、全国的に普及するのは2・3か月を費やしたようである。

② 「父母と先生の会—教育の民主化の手引—」

前述の昭和22年3月に知事に送られてきた「父母と先生の会の手びき」は、県社会教育課で謄写製本して発行されているが、薄いザラ紙に印刷された縦21cm、横15cm、19ページのまことに粗末なもので、当時の我が国の窮乏をうかがい知ることのできるものである。

次の目次にしたがって解説され、附として参考規約が掲げられている。(縦書きを横書きに、字体を常用漢字体に改めた。)

父母と先生の会の手びき

目次	
はしがき	
第1章	これからのゴールをめざして
第2章	何がPTAを民主的団体にさせるか
第3章	仮面は赤面
第4章	PTAには何故両親と教師の協力が必要か
第5章	誰が指導するか
第6章	誰がどうして働くか
第7章	フレーム、アップ(策略)でなく、ただ、フレーム、ウオーム(骨組)を
第8章	変化は薬味である
第9章	1年行事は……強固な基礎を置くことにある
第10章	皆さん、どうぞお集まりを
第11章	みんなが面白く
	附の1、「父母と先生の会」参考規約
	附の2、PTAの参考資料
第11章	みんなが面白く
	社交の時間には、季節に適合したものや、郷土の行事などに関連したものを選び、みんなで面白くうたったり、ゲームをして楽しんだり、おどったりする。この場

合個人で行うよりも、団体としてやれるものの方を多くとり入れたい。そしてこの楽しい雰囲気の中から、団体としての行動のしかたを学び、また親睦の度を高めるのである。

今までの日本には、このような機会をもつことが殆んどなかった。しかしこれからは大いにとり入れて、みんなが面白く朗らかにすごすことのできる時間をもちたいものである。次にどんなものを取り入れたらよいか具体例を示そう。

(1) みんなで歌いましょう

緑の丘の 赤い屋根

とんがり帽子の 時計台

鐘がなります キンコンカン

めいめい小山羊もないます

風はそよ風 丘の上

黄いお窓は 俺いらの家よ。

児童の歌は大人の心を捕らえる事が多い。親達も仕事のかたわら、知らず、知らず、之れを誦む事があるものである。鐘のなる丘のとんがり帽子、また小学校教科書にある「みかんの花咲く丘」「蛙のうた」「山の子供」或は昔からある童謡「こけしの歌」「夕焼小焼」「雀の学校」などはどの親達もみんなよく知っているものである。PTA会合の社交の時間を朗らかに始めるためには、この様な歌から出発すると、皆が気楽に融け合っあとのゲームなどの時間が、うまく運べる様になる。時には歌の或る行は男子が或る行は女子が歌って、おもしろく競争的に歌う事も一興である。

中学校音楽教科書或いはボーイスカウトポケットブック等からも適当な歌を取材することが出来る。こういう歌の指導は学校の音楽の教師或は音楽の堪能な父兄の方をお願いするのがよい。歌詞は黒板等にかくか、或はPTA会合の独特な歌の手びきをも工夫する事が出来る。

(2) 気楽にゲームを

PTA会合に相応しいゲームは個人ゲームより団体ゲームが効果的である。「Y・W・C・A編ゲームと指導」に種々参考になるゲームが100種以上のせられている。次の様なゲームもその本から取材したものである。

—以下略—

「父母と先生の会」参考規約

第1章 名 称

第1条 本会は、学校「父母と先生の会」(PTA)と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、左の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における児童青年の福祉を増進する。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を深め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために父母に対して成人の教育を盛んにする。
3. 新しい民主的教育に対する理解を深め、これを推進する。
4. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童青年の訓育について、父母と教員とが聡明な協力をする様にする。
5. 父母と教員と一般社会の協力を促進して、児童青年の心身の健全な発達をはかる。
6. 学校の教育的環境の整備をはかる。
7. 児童青年の補導、保護並びに福祉に関する法律の実施につとめ、更に新しい適正な法律を作ることに協力する。
8. 適当な法律の手続きにより、公立学校に対する、公費による適正な支持を確保することに協力する。
9. この地域における社会教育の振興をたすける。
10. 国際親善につとめる。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を趣旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は非営利的、非宗教的、非政治的であって、本会の名において、いかなる営利的企業を支持することもまた、その他のいかなる職務(公務を問わず)の候補者を推薦することも出来ない。

本会及び本会の役員は、その名において営利的、宗教的、政党的その他本会本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業に、いかなる関係をも持ってはならない。

第5条 本会は、児童青年の福祉のために活動する他の

社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

第7条 本会は、教員、校長及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

第8条 本会は、国及び地方公共団体の適正なる教育予算の充実を期するために努力する。

第9条 本会は、学校の財政的維持及び教員の給与並びに生活費に関して直接責任を追うものではない。

第4章 会 員

第10条 本会の会員になることのできる者は学校に在籍する幼児、児童、生徒の父母又はそれに代わる人（以下父母という）、学校に勤務する校長及び教員（以下教員という）とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。その地域に在住し、特に教育に関心を持つ者は、希望により入会を認められる。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的寄附金を持って支弁する。

会費の学及び資金獲得の種類を決定する場合、並びに会員又は外部の者に対し寄附を求める場合には、無記名投票による多数決で総会の承認を得なければならない。

第12条 会費は、月額 円または年額 円である。月ごとに納めることもまた1年分を一度に納めることも出来る。

第13条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 役員選挙

第15条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長 1名 父母
2. 副会長 1名 教員又は父母
3. 書 記 1名 教員
4. 会 計 1名 父母

役員任期は1年とする。但し引続き1年間だけは重任しても差支えない。

第16条 役員選挙及び就任は左のとおり行われる。

1. 7名の委員からなる役員候補者指名委員会を作る。

(イ) 父母の中から次の方法により4名を選出する。

(1) 各学級の父母は多数決によりそれぞれ1名の学級代表を選出する。

(2) これらの学級代表は会合して、多数決により4名を互選する。

(ロ) 教員の中から互選により1名を選出する。

(ハ) 実行委員会の中から互選により1名を選出する。

2. 役員候補者の氏名は、指名委員会によってなされる場合も会員席からなされる場合も、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

3. 指名委員会は、各々の役目に対し2人以上の候補者をあげ役員選挙の少なくとも10日前に全会員に通告する。

4. 指名委員の名前を総会に発表する。

5. 役員候補者の追加指名は選挙を行う総会の際、会員席からなすことができる。

6. 役員は2月総会において無記名投票により多数決で選挙される。

7. 新たに選ばれた役員の就任は3月の年末総会において行われる。

第17条 役員兼任は認めない。

第7章 役員資格及び任務

第18条 公職追放、教職追放及び政令第15条のいずれにも該当しないで、児童青年を愛し、民主主義と教育とに理解をもっている会員は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第19条 役員任務は次のとおりである。

1. 会長は総会及び実行委員会のすべての集会に司会し、実行委員会の承認を得て役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除くすべての委員会の委員長を任命し、かつ職責上役員候補者指名委員会及び会計監査委員会以外のこれらの委員会に一委員として出席する。

会長又は会長によって指名あるいは任命された者は、必要のある場合諸種の会合に本会の代表と

して出席する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長の不在の場合にはその代理をつとめる。
3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し総会のつど収支を報告し、年度末総会においては会計監査委員会または公認会計士の監査を経て決算報告する。

第8章 集 会

第20条 総会及び実行委員会は少なくとも毎月1回開かれる各種委員会の集会、学級の集会及び研究班の集会は、会員の都合により随時開かれる。

第21条 毎年次のような事務的総会を開く。

4月総会 新会員に関する報告、企画委員会より提出された年度計画及び年度予算その他の緊急事項に関する審議並びに承認

1月総会 役員候補者指名委員の選挙

2月総会 翌年度役員及び会計監査委員の選挙

3月総会 会計監査を経た年度決算報告の承認、新役員の就任

第22条 総会の日時、場所及び議題は前回の総会のときに告知する。

第23条 総会の定足数は会員の5分の1とする、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第24条 実行委員会が必要と認めるとき、または全会の5分の1以上の要求のあった場合には、会長は随時集会を招集する。

第9章 実行委員会

第25条 実行委員会は、本会の役員、各常任委員の委員長及び校長又はその代理によって構成される。

第26条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 会長によって選ばれた各種委員会の委員長を承認する。
2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議し検討する。
3. 総会に提出する報告書を作成する。
4. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
5. その他会員により委任された事務を処理する。

第27条 実行委員会の例会は少なくとも毎月1回開か

れ、その日時は、その年度最初の集会の時定める。

第28条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければ成立しない。会長または、委員の半数以上が必要と認めるときは、事務的臨時議会を開くことができる。

第10章 委員会の選定

第29条 委員会には常任委員会、特別委員会、候補者指名委員会及び会計監査委員会の4つがある。

第30条 役員候補者指名委員会及び会計監査委員会を除く各種委員会の承認を得て、会長がこれを任命する。

任期は1年とする。但し引き続き1年間だけは、再任を認められる。

第31条 役員候補者指名委員会を除く各種委員会の委員は、夫々委員長によって選ばれる。校長は企画委員会の委員になる。会員委員会は各学年を代表する委員によって構成される。

第32条 常任委員会には予算会計委員会、会員委員会、企画委員会、厚生委員会、成人教育委員会がある。この外必要に応じ実行委員会によりその他の委員会をおくことができる。

第33条 常任委員会の委員長は、役員及び校長の承認を得て、会長がこれを任命する、各委員長はそれぞれ委員を選定する。

第11章 委員会の任務

第34条 予算会計委員会は、会計を補佐して年度予算をつくり、健全な財政の経営に協力する。

第35条 企画委員会は、本会の目的及び能力に応じた各種の計画をたてる。

第36条 会員委員会は、会員増加と例会に出席することと本会の趣旨の解明につとめる。

第37条 厚生委員会は、本会の企画の一部として、児童青年の福利に寄興する計画にたずさわる。

第38条 成人教育委員会は、両親教育の企画にたずさわると、あわせて本会の企画の一部として、社会教育を盛んにすることに協力する。

第39条 役員候補者氏名委員会は、選挙総会に提示する役員候補者を選定する。

第40条 特定の目的を遂行するために、実行委員会は特別委員会を設けることができる。

第41条 会計監査委員会は、2月総会において会員多数決により選出された3名以上の委員によって構成される、会計監査委員会は（公認計理士を必要としないときは）その年度会計を検査しその結果を年度末総会に報告する。

第42条 常任委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても実行委員会にはからなければならない。

第12章 改正

第43条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。但し改正案の提出については、前回の総会においてその内容を全会員に通告しておかなければならない。

③ 改正参考規約

昭和29年2月4日、文部省は第2次参考規約を作成した。その経緯と規約は次のとおりである。

小学校「父母と先生の会」(PTA) 参考規約

文 部 省

は し が き

従来、各単位PTAの規約の多くは、昭和23年10月に文部省父母と先生の会委員会が、CIEと協力して作成したPTA参考規約に基づいたものであったが、特に講話後、これによる運営がいろいろな面で支障を来すようになり、各地のPTAに規約再検討の動きが起り、文部省に対しても、これに関する資料や意見を求める声が多くなってきた。

この実情にかんがみ、文部省父母と先生の会分科審議会においては、さきの参考規約を作成した責任上、昭和27年11月頃より、この検討を始め、翌28年6月改正の第1案を発表し、全国PTAの批判を求め、これらの意見をできるだけ採り入れて、去る2月4日、小学校父母と先生の会(PTA)参考規約を作成した。

この規約は、日本のPTA活動を、より実情に即したものとし、今までの「与えられた規約」から「自らつくり、自ら実行の責を負う」規約たらしめ、PTA会員に規約に対する関心と責任を深める契機となるような意図で作成されたが、今後単位PTAが規約を改正する場合、一参考資料として活用して頂ければ幸いである。

小学校「父母と先生の会」(PTA) 参考規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、〇〇小学校父母と先生の会(PTA)という。

第2条 この会は、事務所を〇〇に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. よい父母、よい教員となるように努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を補導する。
3. 児童・青少年の生活環境をよくする。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

— 以下省略、50周年記念誌のP142以降を参照 —

▶ 福島県PTA研究大会 開催地一覧 ◀

回	年度	開催年月日	開催地
1	昭和27年	S27.5.10	福島市
2	昭和28年	28.7.21	郡山市
3	昭和29年	29.9.17	若松市
4	昭和30年	30.9.9	平市
5	昭和31年	31.9.8	白河市
6	昭和32年	32.9.14	福島市
7	昭和33年	33.10.7	郡山市
8	昭和34年	34.7.25	磐城市
9	昭和35年	35.7.27	会津若松市
10	昭和36年	36.10.30	二本松市
11	昭和37年	37.7.17	相馬市
12	昭和38年	38.11.10	須賀川市
13	昭和39年	39.9.24	会津若松市
14	昭和40年	40.10.5	福島市
15	昭和41年	41.9.13	平市
16	昭和42年	42.10.2	白河市
17	昭和43年	43.8.8~9	福島市 (全国大会)
18	昭和44年	44.9.3	喜多方市
19	昭和45年	45.9.2	郡山市
20	昭和46年	46.7.22	相馬市
21	昭和47年	47.10.31	二本松市
22	昭和48年	48.9.13~14	会津若松市
23	昭和49年	49.9.11~12	福島市 (東北大会)
24	昭和50年	50.9.11~12	いわき市
25	昭和51年	51.9.10~11	須賀川市
26	昭和52年	52.9.6~7	塩川町
27	昭和53年	53.9.19~20	郡山市
28	昭和54年	54.10.21~22	浪江町・双葉町
29	昭和55年	55.10.19~20	白河市
30	昭和56年	56.9.11~12	福島市 (東北大会)
31	昭和57年	57.9.17~18	会津若松市
32	昭和58年	58.9.16~17	原町市
33	昭和59年	59.9.7~8	須賀川市
34	昭和60年	60.11.12~13	二本松市
35	昭和61年	61.9.17~18	郡山市 (東北大会)

回	年度	開催年月日	開催地
36	昭和62年	62.9.10~11	いわき市
37	昭和63年	63.9.8~9	喜多方市
38	平成1年	H1.10.6~7	相馬市
39	平成2年	2.8.31~9.1	白河市
40	平成3年	3.9.13~14	会津若松市
41	平成4年	4.9.4~5	福島市 (東北大会)
42	平成5年	5.10.15~16	原町市
43	平成6年	6.10.14~15	須賀川市
44	平成7年	7.11.9~10	二本松市
45	平成8年	8.10.18~19	郡山市
46	平成9年	9.10.23~24	いわき市
47	平成10年	10.10.21~22	喜多方市
48	平成11年	11.9.10~11	相馬市 (東北大会)
49	平成12年	12.10.6~7	白河市
50	平成13年	13.10.6~7	会津若松市
51	平成14年	14.9.28~29	福島市
52	平成15年	15.10.4~5	原町市
53	平成16年	16.9.25~26	須賀川市
54	平成17年	17.10.15~16	二本松市
55	平成18年	18.9.9~10	郡山市 (東北大会)
56	平成19年	19.10.13~14	いわき市
57	平成20年	20.10.19	喜多方市
58	平成21年	21.10.17~18	相馬市
59	平成22年	22.10.17	白河市
(中止)	平成23年	東日本大震災で中止	会津若松市
60	平成24年	24.10.14	会津若松市
61	平成25年	25.9.7~8	福島市 (東北大会)
62	平成26年	26.10.5	須賀川市
63	平成27年	27.10.11	二本松市
64	平成28年	28.10.15	郡山市
65	平成29年	29.10.15	いわき市
66	平成30年	30.10.14	喜多方市
67	令和1年	R1.10.20	南相馬市 (中止)
68	令和2年	2.9.5	会津若松市 (東北大会) コロナ禍で中止
69	令和3年	3.10.3	福島市 (70周年式典)

▶ 学校数・児童生徒数・会員数一覧 ◀

年 度	学 校 数				児 童 生 徒 数				合 計 会 員 数	備 考	
	小	中	他	計	小	中	他	計			
1950	s25										
1977	s52										
空欄箇所はデータなし											
1978	s53				802				279,283	221,712	12円
1979	s54				812				273,484	223,798	12円
1980	s55				803				276,705	225,760	14円
1981	s56				786				279,951	228,020	14円
1982	s57				788				284,265	230,485	14円
1983	s58				783				284,827	227,038	14円
1984	s59				786				287,309	232,340	14円
1985	s60				787				302,274	243,638	14円
1986	s61				790				287,433	229,015	14円
1987	s62				788				283,989	228,494	14円
1988	s63				791				279,876	222,778	14円
1989	H1				793				275,412	223,418	14円
1990	H2				792				270,954	219,860	14円
1991	H3				792				267,280	216,521	14円
1992	H4				792				262,580	213,149	14円
1993	H5				794				258,719	205,968	14円
1994	H6				789				252,742	202,382	14円
1995	H7	553	243	6	802				248,475	198,630	14円
1996	H8	552	246	5	803	156,274	87,232	551	244,057	195,703	14円
1997	H9	551	246	5	802	150,919	86,001	433	237,353	191,946	14円
1998	H10	551	245	6	802	146,440	83,697	528	230,665	190,297	14円
1999	H11	549	245	6	800	142,513	82,356	542	225,411	186,213	20円
2000	H12	549	246	7	802	138,879	79,773	623	219,275	181,436	20円
2001	H13	548	247	7	802	135,847	77,669	683	214,199	175,946	20円
2002	H14	547	245	7	799	132,634	73,491	730	206,855	172,708	20円
2003	H15	541	244	7	792	131,377	71,895	722	203,994	169,604	20円
2004	H16	539	243	7	789	128,490	69,125	569	198,184	165,442	20円
2005	H17	534	243	7	784	126,691	68,741	561	195,993	163,768	20円
2006	H18	532	243	7	782	124,386	67,715	636	192,737	166,122	20円
2007	H19	527	242	7	776	122,675	65,968	626	189,269	165,339	30円
2008	H20	514	242	7	763	120,924	64,889	668	186,481	164,367	30円
2009	H21	513	239	7	759	118,358	63,946	611	182,915	161,257	30円
2010	H22	499	239	5	743	117,294	61,336	436	179,066	161,559	30円
2011	H23	491	239	3	733	103,703	55,976	778	160,457	142,540	30円
2012	H24	481	238	3	722	102,386	57,177	320	159,883	143,887	40円
2013	H25	474	238	3	715	100,214	56,832	299	157,345	143,389	40円
2014	H26	469	230	3	702	97,584	55,503	305	153,392	137,472	40円
2015	H27	459	226	3	688	95,630	54,107	274	150,011	135,642	40円
2016	H28	452	225	3	680	93,436	52,691	268	146,395	132,453	40円
2017	H29	443	221	4	668	91,360	51,045	347	142,752	128,682	40円
2018	H30	437	221	3	661	89,773	48,664	308	138,745	125,716	40円
2019	R1	425	220	3	648	87,499	47,112	405	135,016	120,854	40円
2020	R2	415	216	6	637	86,526	46,317	799	133,642	121,066	70円
2021	R3	402	213	9	624	84,961	45,398	1,721	132,080	119,703	70円

▶ 福島県PTA連合会規約 ◀

第1条 本会は、福島県PTA連合会と称し、事務所を会長の指定するところにおく。

第2条 本会は、福島県内各郡市連合PTAをもって組織する。また、本会はその目的を同じくする公益社団法人日本PTA全国協議会ならびに東北ブロックPTA協議会へ加入する。

第3条 本会は、福島県内各郡市PTAの連絡を密にし、県内教育の刷新向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、下記の事業を行う。

1. 各郡市連合PTAの連絡提携と活動促進に関すること。
2. 児童生徒の福祉の増進および教育的環境の整備に関すること。
3. 教育関係団体、機関へ対する連絡提携および意見の具申に関すること。
4. その他、目的達成に必要なこと。

第5条 本会は、下記の方針によって活動する。

1. 教育を本旨とする自主独立の民主団体として活動する。
2. 一党一派に偏することなく、相互の連絡、研究調査、協議会など本会本来の事業を行う。
3. 国および地方公共団体の適正なる予算の充実を期するため努力する。
4. 青少年の福祉のため、関係社会団体および機関と協力し活動する。
5. 県下の教育振興についての意見を具申し、参考資料を提供し、教育理想の実現に努力する。

第6条 本会に下記の役職員をおく。

会 長	1名
副 会 長	6名（県北・県中南・会津・浜より各1名、教師2名）とする。ただし、本会運営上必要と認められる場合は、増員することができる。
理 事	各郡市連合PTA代表、7ブロック代表事務局長、母親代表4名（福島市・郡山市・会津若松市・いわき市より各1名）。ただし、会長選出の郡市連合PTAにあっては、1名理事を選出することができる。 母親代表は、本会運営上必要と認められる場合は、若干名増員することができる。（福島市を除く県北・郡山市を除く県中南・会津若松市を除く会津・いわき市を除く浜より若干名）
評 議 員	各郡市連合PTA 2名とし、理事および事務局長があたる。
常置委員	会長および事務局長を除く全理事、事務局員若干名
監 事	3名
事務局長	1名
事務局員	若干名

第7条 本会の役職員は下記により選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

1. 会長、副会長、監事、および母親代表は、評議員会において選出する。ただし、監事は、評議員や理事など、本会の他の役職を兼ねることはできない。
2. 評議員は、各郡市連合PTAにおいて選出する。
3. 常置委員は理事および事務局員をあて、会長がこれを委嘱する。
4. 事務局長、事務局員は会長が委嘱する。

第8条 役職員の任務は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長をたすけ、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。

- 4 評議員は評議員会を構成し、本会の重要事項の審議にあたる。
- 5 常置委員は所属委員会の重要事項の審議にあたる。
- 6 監事は、本会の業務及び会計の監査にあたる。評議員会に出席して報告、意見を述べる。ただし、議決に加わることはできない。
- 7 事務局長、および事務局員は会長の指示により事務を行う。

第9条 本会の会議は、評議員会および理事会・常置委員会・役員会・正副会長会・事務局会とする。

- 1 評議委員会は年1回以上開き、事業・予算・決算の審議、規約の改正、その他重要事項の審議にあたる。
- 2 理事会は、会の運営執行ほか、予算の更正その他緊急を要する事項についての審議にあたる。
- 3 常置委員会は、年2回その他必要に応じ会長の承認を得て開催し、担当事業の運営にあたる。
- 4 役員会は、会長・副会長・県事務局員をもって構成し、会の基本運営事項および緊急を要する事項の審議にあたる。
- 5 正副会長会は、会長・副会長をもって構成し、会の基本運営事項および緊急を要する事項の審議にあたる。

第10条 各単位PTA会員の参加による研究大会は年1回開き、その方法は評議員会において決める。

第11条 本会の経費は、会費・補助金および寄付金をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会は、必要によって、理事会において細則をつくることができる。

第14条 本会に顧問をおくことができる。

- 1 顧問は、理事会の承認を経て、会長が推薦する。
- 2 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 本会に次の簿冊を備える。

役員名簿、会誌、会計簿、備品台帳、その他

付 則

- 本規約は、昭和49年6月3日より施行する。
- 本規約は、昭和52年6月3日一部改正する。
- 本規約は、昭和54年6月6日一部改正する。
- 本規約は、昭和60年6月3日一部改正する。
- 本規約は、昭和61年6月4日一部改正する。
- 本規約は、平成2年6月4日一部改正する。
- 本規約は、平成10年2月27日一部改正する。
- 本規約は、平成21年2月25日一部改正する。
- 本規約は、平成26年6月6日一部改正する。
- 本規約は、平成29年2月20日一部改正する。
- 本規約は、平成30年2月19日一部改正する。
- 本規約は、令和2年2月18日一部改正する。
- 本規約は、令和3年6月4日一部改正する。

▶ 福島県PTA安全互助会の歩みについて ◀

I 時代背景と設立の経緯

近年、青少年の健全育成に対する世論が高まり児童・生徒の広い意味での福祉の増進を図るためには家庭生活、学校生活、地域社会でのあらゆる場面でその充実が実現されなければならない。消極的な保護育成、防御育成から脱し、積極的な健全育成に転換しなければならない。従来からの学校教育の領域のみにおいて考えることなく、社会的視野に立って、文化的活動、スポーツ活動の活発化を図らなければならないという世論が高まってきていた。しかるに自動車の急増にともない事故多発傾向にあり、PTAとしては深くこれを憂慮し、児童生徒の安全教育を活動計画の一目標にかかげ、学校ともども対策に努めるようになった。そしてまた、PTAにおいても、社会教育団体の成人教育、子どもの健全育成のための研修等から、活動が盛んとなり、それに伴う傷害事故も多発し、諸問題も起こるようになったため、安全補償について、何らかの対策を考えなければならない状況にあった。

(1) 日本PTAの動向

昭和45年度開催された日本PTA全国協議会主催の鹿児島大会において、PTA安全互助会設立を全国規模で検討すべきであると山形県より提案され、日P理事会において検討することとなった。翌年46年日P総会において、日Pの重点目標の一つとすること、但し、各都市府県P連の自主性を尊重する立場に立って、全国的に普及を図ることとなった。そのために日Pでは、区府県が検討に際しての便宜を図るために、次の五社を推薦した。

- ①共栄火災海上保険相互会社 ②大東京火災海上保険
③東京火災海上保険 ④日産火災海上保険 ⑤安田火災海上保険

なお、この五会社は、各府県の要望に従い、定款を作成し、認可を得るよう指示された。

(2) 東北PTA連絡協議会（東北ブロックPTA協議会）の動向

東北各県においては、全国に先駆けて青森県42年、山形県、宮城県46年に設立されている。46年10月青森市において、東北6県のP連会長会議を開催して、安全互助会の設立と加入促進を共通課題として取り込むことを決定し、相互に情報交換を行い提携協力することを確認している。当時東北6県では、岩手県・福島県が未結成の段階で、山形県・青森県は70%近い加入率を示していた。

(3) 福島県PTA安全互助会の設立

当時、本県においても、児童・生徒の学校管理下外での活動、また、PTA活動が盛んになるにつれて、それにまつわる安全対策、補償対策を確立することが、現下の急務と考えていた。

48年5月、宮城県作並町において、東北・北海道P連と共栄火災との座談会があり、すでに設立されている各県からの加入状況、今後の対策等について協議された。

本県においては、48年9月常任委員会に初めて親子の安全傷害保険について議題にのぼり、東北各県の設立状況、加入状況について説明され、本県設立の可否について討議、今後詳細にわたり検討することが承認された。

49年3月、常任委員会において、東北各県の資料に基づき研究を重ね、設立促進について協議された。そしてまた49年4月30日、当時の故山川清衛会長を始め、副会長、事務局長が、宮城・山形県連Pを訪問し、本県の設立に一層拍車をかけ、今年度総会に提案する準備にとりかかった。

5月22日、常任委員会において、県PTA連絡協議会をPTA連合会と名称を変更するとともに県連Pの一事業として安全互助会設立について、総会提案の準備完了までにこぎつけた。

6月3日、総会において可決され、福島県PTA安全互助会が創設されたのである。

II 安全互助会補償制度の変遷

年 度	主 な 活 動
昭和49年度	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年6月、福島県PTA連合会総会において本制度が提案され、採択された。これを受けて同年7月12日、共栄火災海上保険相互会社と提携して、福島県PTA連合会に所属している児童・生徒の学校管理下外における不慮の傷害事故による災害事故の補償、並びにPTA会員のPTA活動時における不慮の傷害による災害事故の補償制度として発足した。 昭和49年7月1日 会費を学童、父母とも年額1口120円として傷害補償制度を開始する。
昭和50年度	<ul style="list-style-type: none"> 49年度加入状況報告、未加入校への加入促進
昭和51年度	<ul style="list-style-type: none"> 50年度無事故校へ共栄火災より図書券を贈呈
昭和52年度	<ul style="list-style-type: none"> 昭和52年6月3日総会にて県PTA連合会常置委員会に「安全互助会委員会」が設置される。 会費に運営費10円加算し、130円とする。 * 傷害事故における見舞金請求の場合、医師の治療証明書が必要だが、医師による治療証明書料が高額で給付額が少額となるため、治療1ヶ月未満の場合は、学校長およびPTA会長の証明による申告書で請求できる。 加入申込書と会費は4月中、新規加入校は5月・6月からの中途加入もできるようになる。 51年度無事故校、加入校へ図書券贈呈
昭和53年度	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園児とPTA会員の安全互助会への加入が承認される。 県PTA安全互助会は、県PTA連合会の一事業として設立されたもので、幼稚園は所属していないため加入できなかった。各地区から加入要望があり、理事会で小学校校長が兼任する公立幼稚園のみ加入を認めた。 新規加入校の中途加入制度を設定する。(月額で保険料計算) 52年度無事故校、加入校へ図書券贈呈
昭和54年度	<ul style="list-style-type: none"> 昭和53年度安全互助会報告書、互助会特報発行 昭和53年度無事故校、加入校へ図書券贈呈
昭和55年度	<ul style="list-style-type: none"> 約款改正によりPTAの傷害補償額を大幅に改定し、単位PTAの賠償責任保険補償制度を設定する。(単位PTAが、団体として過失により賠償責任を負担した場合に支払う賠償金を補償) 5月20日までに申込書を提出し、会費納入により4月1日からの補償となる。 昭和54年度無事故校、加入校へ図書券贈呈
昭和56年度	<ul style="list-style-type: none"> 昭和55年度安全互助会報告書、互助会特報発行 昭和56年度加入校へ図書券贈呈
昭和57年度	<ul style="list-style-type: none"> 約款改正により補償内容の全面改定し、学童加入コースの2コース設定（I型・II型）する。 昭和55年12月に日本PTA全国協議会が大蔵省に提案した「PTA総合保険」が認可され、保険会社が現行の補償制度と日本PTA案を合わせて改正案を作成し、昭和56年11月の理事会で承認される。 学童のPTA活動参加中の傷害事故において、PTA補償金相当額が上乘せして給付される。 昭和57年度加入校へ図書券贈呈
昭和59年度	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年9月 アンケート調査実施する。(加入校200校、未加入校100校に調査依頼) 時代に対応する補償額増の要望により、60年度より会費を上げて補償制度を改定する。 昭和59年12月3日 安全互助会創立10周年記念事業を実施する。
昭和60年度	<ul style="list-style-type: none"> 加入コースI型・II型・特別加入の3コースの補償制度に改定する
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> 今後の加入推進のため、未加入校への調査(未加入理由) 未加入校113校へ実施し37校からの回答を得て、内22校が次年度加入。回答：総会に提案していない。加入を考えていない。他の保険に加入。
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> 特別加入コースを廃止する。 学童傷害保険金支払いにおいて、昭和63年度までは総治療期間を基準に支払われていたが、大蔵省の認可による傷害保険金支払いは、実治療日数基準に支払うべきことを契約保険会社内で指摘され、平成元年度は経過措置として「実治療日数 + (総治療日数 - 実治療日数) ÷ 2」で支払われる。
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> 学童賠償補償制度について、大蔵省認可が11月となり平成3年度に改定することになる。 学童傷害補償保険金の引き上げを検討し、契約保険内容の単純化と明確化を図る。 (学童賠償責任補償) PTA管理下中、管理下外を問わず、日常生活におけるPTAの児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下中の事故で学校側に管理責任がある場合は対象外)により、児童・生徒または児童・生徒の監督義務者が被る賠償損害を補償。
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> 4コースの補償制度とし、2コースには学童賠償責任補償制度を加える。 A-1・B-1は学童賠償補償なし、A-2・B-2学童賠償補償付(最高限度額100万円、自己負担額1,000円) 平成3年2月共栄火災支社長らと県P連事務局長が18地区の事務局校を巡回し、新補償制度の説明と案内文書の配付を依頼する。

年 度	主 な 活 動
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共栄火災海上保険相互会社の傷害保険改定に伴い、補償内容を改定する。 ・ 平成4年6月1日より学童およびPTA会員の傷害保険で、入院治療保険金、通院治療保険金、通院治療保険金のほかに手術給付金、付添看護給付金が追加される。 ・ 未加入校へ調査 未加入81校に依頼し、57校より回答 ＊PTA安全互助会運営改善の資料とするため、会費、補償額、互助会制度の存在意義、個々の行事対象保険加入の有無、総合的な保険の加入の有無を調査
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童の登下校時の傷害事故が補償対象となる。(日本スポーツ振興センターと重複しての補償) ・ PTA傷害補償について通院1日から補償対象となる。
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見舞金給付金取扱いを学校長またはPTA会長代表口座を通しての給付から、各請求者個人口座への振込みとなる。
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ A-1・B-1は学童賠償補償なし、A-2・B-2学童賠償補償付に加えCコース学童賠償補償付の5コースの補償制度となる。
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべて傷害補償+賠償補償付きのA・B・Cの3コースとなる。 ・ 学童賠償補償の免責額(自己負担額)0円となる。
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・PTA活動支援補償制度(ボランティア保険)を導入する。平成14年度からの「総合的な学習の時間」の導入に併せ、学校主催行事にボランティアまたは指導者として参加された地域の方や保護者、PTA主催行事での外部講師(会員以外)の方の傷害・賠償事故を補償する。 ・ 学校・PTA活動への支援者に関するアンケートを実施する。
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA賠償事故補償において、PTA主催行事だけでなくPTA共催行事においても補償の対象となる。
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B、Cコースの名称をI、II、IIIコースに変更する。
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法の改正により、4月1日からの補償を得るため、前年度3月中に保険会社と契約を結ぶことになり、各校への加入案内文書は1月配付、加入申込書受付は3月10日、会費納入は5月末日となる。
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費納入方法に「預金口座振替による代金回収サービス」を導入する。 ・ 平成18年度から平成20年度の3年間、教職員の会費不要であったことが判明し、返戻する事態となった。(学童とPTA会員一括加入の場合、教職員の会費は免除となる補償制度であるため)
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求における事務手続きを大幅に変更する。 <p>平成21年度までの保険金請求手続きの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害事故報告は、学校から本会宛にファックスで報告し、見舞金請求書(保護者振込口座明記)、申告書または治療証明書を本会に提出⇒本会は請求書類確認し保険会社へ⇒保険会社は保護者へ保険金給付 ・ 賠償事故報告は、学校から本会宛にファックスで報告⇒本会から保険金請求書類を学校へ発送⇒本会で保険金請求書類を確認し保険会社へ⇒保険会社は保護者へ保険金給付 <p>平成22年度から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害事故報告書・賠償事故報告書を学校から本会宛郵送⇒本会で内容確認し保険会社へ⇒保険会社と保護者とで請求書類の確認⇒保険会社は保護者へ保険金給付 ＊事務手続き変更により、傷害事故保険金給付件数が減少する。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年3月11日「東日本大震災」発生、その後「福島第一原発事故」による特別措置として、震災により孤児・遺児となった学童、家屋の流出、損壊によって避難を余儀なくされた学童の会費免除措置を講じる。学童免除措置は23年度から27年度までの5年間、義援金から保険料に充てる。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年10月1日より18歳以下の児童生徒の医療費が無料化されたことにより、安全互助会への保険金請求は減少する。
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童の賠償責任補償額の上限を1億円としたIVコースを設定する。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率の改定に伴い、傷害保険補償内容の改定をする。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA会員(含む学童)が、PTA主催・共催行事中に参加しているときの熱中症と食中毒が補償される。(PTA行事中に限る) ・ 新型コロナウイルス感染症に係わる特別措置の適用に伴う会費納入期限を5月末から7月末に変更する。

補償内容の変遷

◆昭和49～51年度

被保険者	補償項目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童	傷 害	死亡	15万円
		後遺障害	4,500円～15万円
		1事故治療期間中治療1日につき	160円
被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	35万円
		後遺障害	1万500円～35万円
		1事故治療期間中治療1日につき	200円
会費			
PTA会員	年間1口	120円	一括払・分割払・月払
学 童	年間1口	120円	

◆昭和52～53年度

被保険者	補償項目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童	傷 害	死亡	16万円
		後遺障害	4,800円～16万円
		医療保険金1日につき	160円
被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	35万円
		後遺障害	1万500円～35万円
		医療保険金1日につき	200円
会費			
PTA会員	年間1口	130円	保険掛金120円+10円 (運営費)
学 童	年間1口	130円	120円の3%が学校集金事務費

◆昭和54年度

被保険者	補償項目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童	傷 害	死亡	1口 16万円、2口 32万円、3口 48万円
		後遺障害	死亡保険金の 3%～100%
		入院保険金日額	1口 240円、2口 480円、3口 720円
		通院保険金日額	1口 160円、2口 320円、3口 480円
被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	1口 35万円、2口 70万円
		後遺障害	死亡保険金の 3%～100%
		入院保険金日額	300円
		通院保険金日額	200円
会費			
PTA会員	1人1口	120円	運営金不要
学 童	年間1口	130円	途中加入の場合、契約月数×10円+10円 (学童の運営金)

◆昭和55～56年度

被保険者	補償項目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童	傷 害	死亡	1口 16万円、2口 32万円、3口 48万円
		後遺障害	死亡保険金の 3%～100%
		入院保険金日額	1口 240円、2口 480円、3口 720円
		通院保険金日額	1口 160円、2口 320円、3口 380円
被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	300万円
		後遺障害	死亡保険金の 3%～100%
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円

〈加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故補償〉

PTA諸行事にともなう賠償危険			借用物に対する賠償危険	
対人賠償	1名につき	3,000万円	1名につき	10万円
	1事故につき	3億円	保険期間中につき	500万円
対物賠償	1事故につき	500万円		
(免責金額は1事故につきいずれも1,000円)			(免責金額は1事故につき5,000円)	

会費

PTA会員	年間1口	130円	PTAは1口のみ
学 童	年間1口	130円	学童は3口まで

◆昭和57～59年度

被保険者	補 償 項 目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童	傷 害	死亡	40万円
		後遺障害	1万2千円～40万円
		入院保険金日額	治療1日につき 580円
		通院保険金日額	治療1日につき 380円
学 童 (特別加入)	傷 害	死亡	20万円
		後遺障害	6千円～20万円
		入院保険金日額	治療1日につき 290円
		通院保険金日額	治療1日につき 190円

被保険者	補 償 項 目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	300万円
		後遺障害	9万円～300万円
		入院保険金日額	治療1日につき 3,000円
		通院保険金日額	治療1日につき 2,000円

〈加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故補償〉

PTA諸行事にともなう賠償危険			借用物に対する賠償危険	
対人賠償	1名につき	3,000万円	1名、1事故につき	10万円
	1事故につき	3億円	保険期間中につき	500万円
対物賠償	1事故につき	500万円		
(免責金額は1事故につきいずれも1,000円)			(免責金額は1事故につき5,000円)	

会費

PTA会員	140円	保険掛金 132円	運営金 8円
学 童	295円	保険掛金 290円	運営金 5円
学童特別加入	150円	保険掛金 145円	運営金 5円

◆昭和60～63年度

被保険者	補 償 項 目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学 童 I 型	傷 害	死亡	60万円
		後遺障害	1万8千円～60万円
		入院保険金日額	治療1日につき 780円
		通院保険金日額	治療1日につき 520円
学 童 II 型	傷 害	死亡	40万円
		後遺障害	1万2千円～40万円
		入院保険金日額	治療1日につき 580円
		通院保険金日額	治療1日につき 380円
学 童 (特別加入)	傷 害	死亡	20万円
		後遺障害	6千円～20万円
		入院保険金日額	治療1日につき 290円
		通院保険金日額	治療1日につき 190円

被保険者	補 償 項 目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	300万円
		後遺障害	9万円～300万円
		入院保険金日額	治療1日につき 3,000円
		通院保険金日額	治療1日につき 2,000円

〈加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故補償〉

PTA諸行事にともなう賠償危険			借用物に対する賠償危険	
対人賠償	1名につき	3,000万円	1名、1事故につき	10万円
	1事故につき	3億円	保険期間中につき	500万円
対物賠償	1事故につき	500万円		
(免責金額は1事故につきいずれも1,000円)			(免責金額は1事故につき5,000円)	

会費

PTA会員	140円	保険掛金 132円	運営金 8円
学童Ⅰ型	410円	保険掛金 383円	運営金 27円
学童Ⅱ型	295円	保険掛金 290円	運営金 5円
特別加入	150円	保険掛金 145円	運営金 5円

◆平成元～2年度

被保険者	補償項目	学校管理下外 学校契約団体傷害保険	
学童Ⅰ型	傷害	死亡	60万円
		後遺障害	1万8千円～60万円
		入院保険金日額	治療1日につき 780円
		通院保険金日額	治療1日につき 520円
学童Ⅱ型	傷害	死亡	40万円
		後遺障害	1万2千円～40万円
		入院保険金日額	治療1日につき 580円
		通院保険金日額	治療1日につき 380円

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	
PTA会員 父母 教職員等	傷害	死亡	300万円
		後遺障害	9万円～300万円
		入院保険金日額	治療1日につき 3,000円
		通院保険金日額	治療1日につき 2,000円

〈加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故補償〉

PTA諸行事にともなう賠償危険			借用物に対する賠償危険	
対人賠償	1名につき	3,000万円	1名につき	10万円
	1事故につき	3億円	保険期間中につき	500万円
対物賠償	1事故につき	500万円		
(免責金額は1事故につきいずれも1,000円)			(免責金額は1事故につき5,000円)	

会費

PTA会員	140円	保険掛金 132円	運営金 8円
学童Ⅰ型	410円	保険掛金 383円	運営金 27円
学童Ⅱ型	295円	保険掛金 290円	運営金 5円

◆平成3～9年度

Aコース		A-1		A-2	
被保険者	補償項目	学童賠償責任保険なし		学童賠償責任保険あり	
学童	傷害	死亡	70万円		
		後遺障害	2万1千円～70万円		
		入院保険金日額	1,000円		
		通院保険金日額	650円		
	学童賠償責任	なし	最高限度額	100万円、免責	1,000円
父 母 教 師	傷害	死亡	350万円		
		後遺障害	10万5千円～350万円		
		入院保険金日額	3,000円		
		通院保険金日額	2,000円		
	賠償責任	身体	最高限度額 1名	3,000万円	1事故
	財物	最高限度額	1事故	500万円	免責 1,000円
	借用物	最高限度額	1名	10万円	期間中 500万円 免責 5,000円

B コース		B-1	B-2
被保険者	補償項目	学童賠償責任保険なし	学童賠償責任保険あり
学 童	傷 害	死亡	60万円
		後遺障害	1万8千円~60万円
		入院保険金日額	780円
		通院保険金日額	520円
	学童賠償責任	なし	最高限度額 100万円、免責 1,000円
父 教 母 師	傷 害	死亡	300万円
		後遺障害	9万円~300万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 免責 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円 免責 1,000円
		借用物	最高限度額 1名 10万円 期間中 500万円 免責 5,000円

会費

A-1	680円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 530円
A-2	880円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 530円、学童賠償1人 120円
B-1	550円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 410円
B-2	670円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 410円、学童賠償1人 120円

◆平成10年度

コース		A	B	C	
被保険者	補償項目				
学 童	傷 害	死亡	70万円	60万円	100万円
		後遺障害	2万1千円~70万円	1万8千円~60万円	3万円~100万円
		入院保険金日額	1,000円	780円	1,200円
		通院保険金日額	650円	520円	800円
	学童賠償責任	最高限度額 100万円	免責 1,000円	最高限度額 200万円 免責 1,000円	
父 教 母 師	傷 害	死亡	350万円	300万円	390万円
		後遺障害	10万5千円~350万円	9万円~300万円	11万7千円~390万円
		入院保険金日額	3,000円	3,000円	4,000円
		通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,500円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 免責 1,000円		
		財物	最高限度額 1事故 500万円 免責 1,000円		
		借用物	最高限度額 1名 10万円 期間中 500万円 免責 5,000円		

会費

A-1	800円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 650円
A-2	670円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 530円
A-3	1,000円	PTA会員 1世帯 180円、学童1人 820円

◆平成11~16年度

コース		A	B	C	
被保険者	補償項目				
学 童	傷 害	死亡	70万円	60万円	100万円
		後遺障害	2万1千円~70万円	1万8千円~60万円	3万円~100万円
		入院保険金日額	1,000円	780円	1,200円
		通院保険金日額	650円	520円	800円
	学童賠償責任	最高限度額 100万円		最高限度額 200万円	
父 教 母 師	傷 害	死亡	350万円	300万円	390万円
		後遺障害	10万5千円~350万円	9万円~300万円	11万7千円~390万円
		入院保険金日額	3,000円	3,000円	4,000円
		通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,500円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円		
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円		
		借用物	最高限度額 1名 10万円 期間中 500万円 自己負担額 5,000円		

A-1	800円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 650円
A-2	670円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 530円
A-3	1,000円	PTA会員 1世帯 180円、学童1人 820円

◆平成17年度 A・B・CコースをⅠ・Ⅱ・Ⅲコースに名称変更

コース		補償項目	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
被保険者					
学童	傷害	死亡	160万円	110万円	90万円
		後遺障害	4万8千円～160万円	3万3千円～110万円	2万7千円～90万円
		入院保険金日額	1,600円	1,350円	1,050円
		通院保険金日額	1,100円	900円	700円
	学童賠償責任	最高限度額 200万円	最高限度額 100万円		
教師	傷害	死亡	390万円	350万円	300万円
		後遺障害	11万7千円～390万円	10万5千円～350万円	9万円～300万円
		入院保険金日額	4,000円	3,000円	3,000円
		通院保険金日額	2,500円	2,000円	2,000円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円	自己負担額 1,000円	
		財物	最高限度額 1事故 500万円	自己負担額 1,000円	
		借用物	最高限度額 1名 10万円 期間中 500万円	自己負担額 5,000円	

会費

Ⅰ	800円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 650円
Ⅱ	670円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 530円
Ⅲ	1,000円	PTA会員 1世帯 180円、学童1人 820円

◆平成23～24年度

コース		補償項目	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
被保険者					
学童	傷害	死亡	160万円	110万円	90万円
		後遺障害	4万8千円～160万円	3万3千円～110万円	2万7千円～90万円
		入院保険金日額	1,600円	1,350円	1,050円
		通院保険金日額	1,100円	900円	700円
	学童賠償責任	最高限度額 200万円	最高限度額 100万円		
教師	傷害	死亡	690万円	605万円	535万円
		後遺障害	20万7千円～690万円	18万1千5百円～605万円	16万5百円～535万円
		入院保険金日額	4,000円	3,000円	3,000円
		通院保険金日額	2,500円	2,000円	2,000円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円	自己負担額 1,000円	
		財物	最高限度額 1事故 500万円	自己負担額 1,000円	
		借用物	最高限度額 1名 10万円 期間中 500万円	自己負担額 5,000円	

会費

Ⅰ	1,000円	PTA会員 1世帯 180円、学童1人 820円
Ⅱ	800円	PTA会員 1世帯 150円、学童1人 650円
Ⅲ	670円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 530円

◆平成25年度

Ⅰコース

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)
学童	傷害	死亡	160万円
		後遺障害	4万8千円～160万円
		入院保険金日額	1,600円
		通院保険金日額	1,100円
	学童賠償責任	最高限度額 100万円 (自己負担額 0円)	

PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	690万円	/
		後遺障害	20万7千円～690万円	
		入院保険金日額	4,000円	
		通院保険金日額	2,500円	
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円	
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円	
		借用物	期間中 500万円 自己負担額 5,000円	

II コース

被保険者	補 償 項 目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)
学 童	傷 害	死亡	605万円
		後遺障害	18万1千5百円～605万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	学童賠償責任	最高限度額 100万円 (自己負担額 0円)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	605万円
		後遺障害	18万1千5百円～605万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円 自己負担額 5,000円

III コース

被保険者	補 償 項 目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)
学 童	傷 害	死亡	535万円
		後遺障害	16万5百円～535万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	学童賠償責任	最高限度額 100万円 (自己負担額 0円)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	535万円
		後遺障害	16万5百円～535万円
		入院保険金日額	4,000円
		通院保険金日額	2,500円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円 自己負担額 5,000円

IV コース

被保険者	補 償 項 目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)
学 童	傷 害	死亡	535万円
		後遺障害	16万5百円～535万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	学童賠償責任	最高限度額 1億円 (自己負担額 0円)	
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	535万円
		後遺障害	16万5百円～535万円
		入院保険金日額	3,000円
		通院保険金日額	2,000円
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円 自己負担額 5,000円

会費

I	1,000円	PTA会員 1世帯 170円、学童1人 830円
II	800円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 660円
III	670円	PTA会員 1世帯 130円、学童1人 540円
IV	800円	PTA会員 1世帯 130円、学童1人 670円

◆平成26年度～令和2年度 ※保険料率の改定に伴う傷害保険金額の改定

Iコース

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)	
学童	死亡	665万円	152万円	
	後遺障害	26万6千円～665万円	6万8千円～152万円	
	入院保険金日額	4,000円	1,600円	
	通院保険金日額	2,500円	1,120円	
	学童賠償責任	最高限度額 200万円 (自己負担額 0円)		
PTA会員 父母 教職員等	死亡	665万円	/	
	後遺障害	26万6千円～665万円		
	入院保険金日額	4,000円		
	通院保険金日額	2,500円		
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円	自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円	自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円	自己負担額 5,000円

IIコース

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)	
学童	死亡	585万円	105万円	
	後遺障害	23万4千円～585万円	4万2千円～105万円	
	入院保険金日額	3,000円	1,300円	
	通院保険金日額	2,000円	940円	
	学童賠償責任	最高限度額 100万円 (自己負担額 0円)		
PTA会員 父母 教職員等	死亡	585万円	/	
	後遺障害	23万4千円～585万円		
	入院保険金日額	3,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円	自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円	自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円	自己負担額 5,000円

IIIコース

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)	
学童	死亡	515万円	86万円	
	後遺障害	20万6千円～515万円	3万4千4百円～86万円	
	入院保険金日額	3,000円	1,000円	
	通院保険金日額	2,000円	750円	
	学童賠償責任	最高限度額 100万円 (自己負担額 0円)		
PTA会員 父母 教職員等	死亡	515万円	/	
	後遺障害	20万6千円～515万円		
	入院保険金日額	3,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円	自己負担額 1,000円
		財物	最高限度額 1事故 500万円	自己負担額 1,000円
		借用物	期間中 500万円	自己負担額 5,000円

IVコース

被保険者	補償項目	PTA行事活動中 (PTA団体傷害保険)	学校管理下外 (学校契約団体傷害保険)	
学 童	傷 害	死亡	515万円	
		後遺障害	20万6千円～515万円	
		入院保険金日額	3,000円	
		通院保険金日額	2,000円	
	学童賠償責任	最高限度額 1億円 (自己負担額 0円)		
PTA会員 父 母 教職員等	傷 害	死亡	515万円	
		後遺障害	20万6千円～515万円	
		入院保険金日額	3,000円	
		通院保険金日額	2,000円	
	賠償責任	身体	最高限度額 1名 3,000万円 1事故 3億円 自己負担額 1,000円	
		財物	最高限度額 1事故 500万円 自己負担額 1,000円	
		借用物	期間中 500万円 自己負担額 5,000円	

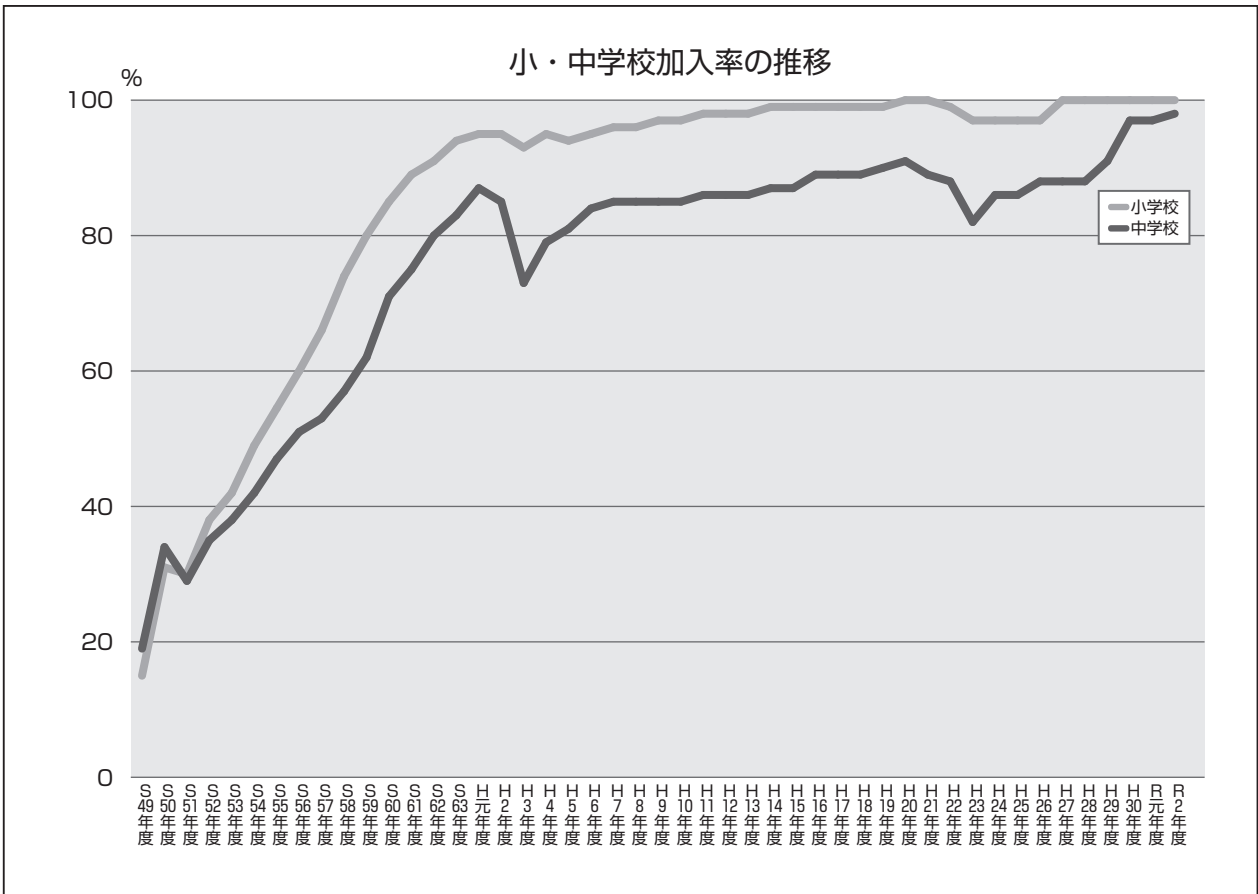
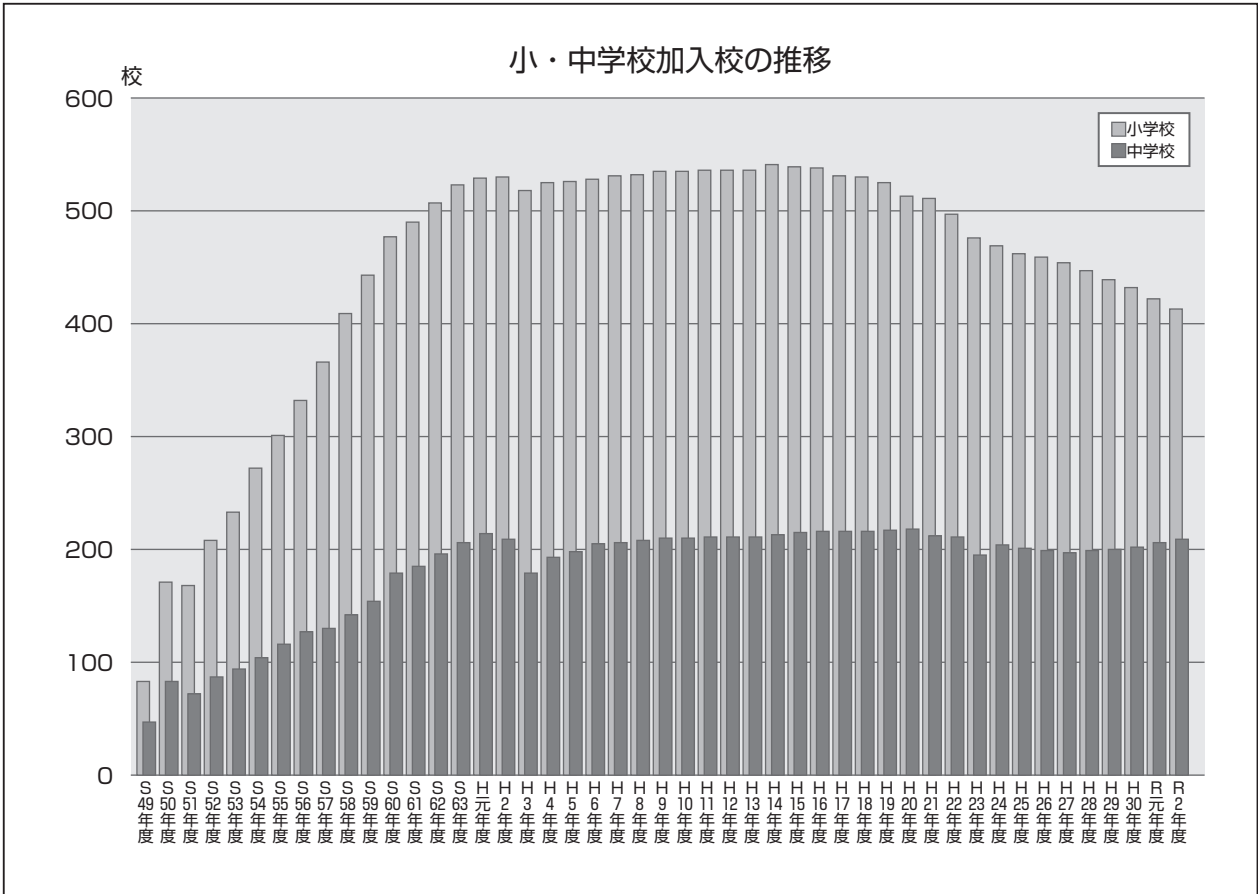
会費

I	1,000円	PTA会員 1世帯 170円、学童1人 830円
II	800円	PTA会員 1世帯 140円、学童1人 660円
III	670円	PTA会員 1世帯 130円、学童1人 540円
IV	800円	PTA会員 1世帯 130円、学童1人 670円

Ⅲ 安全互助会加入校数・加入人数の推移

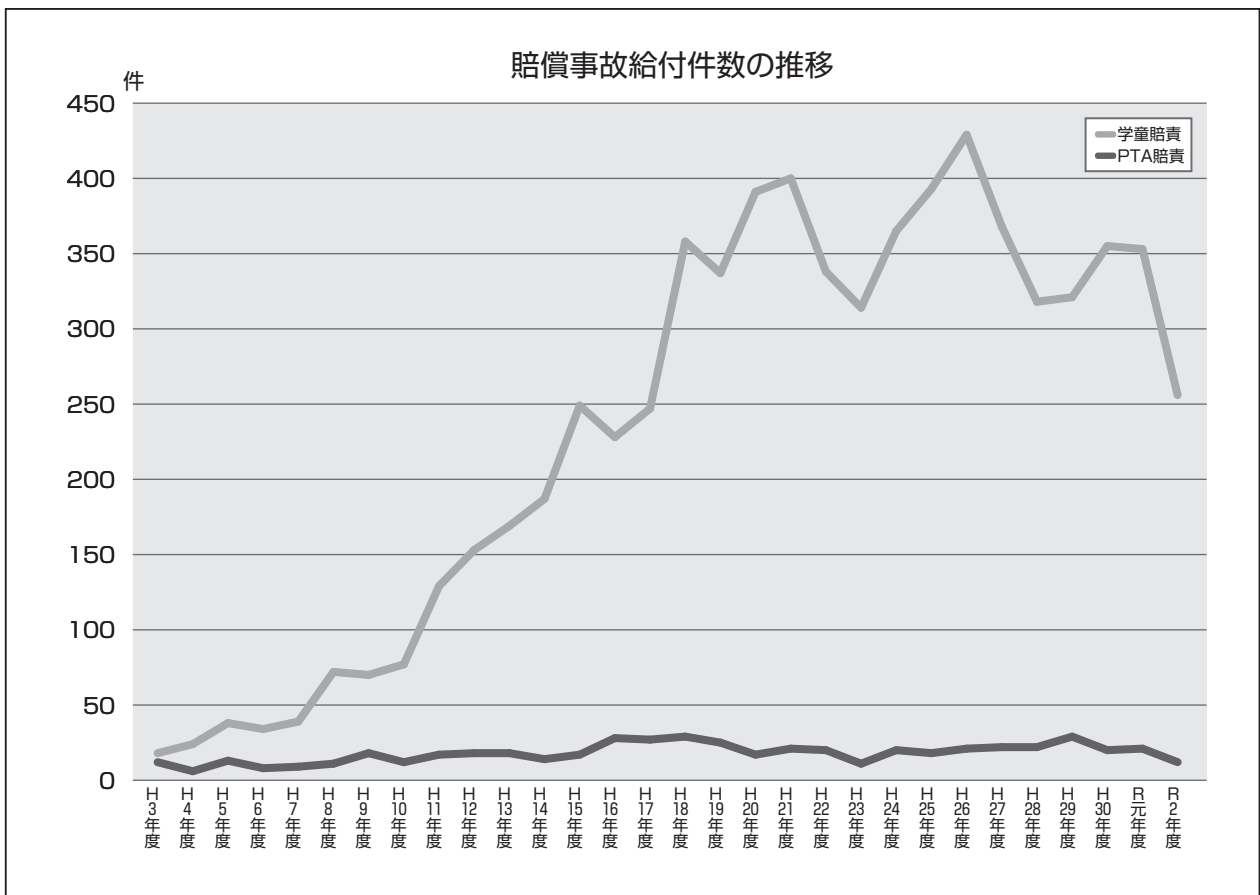
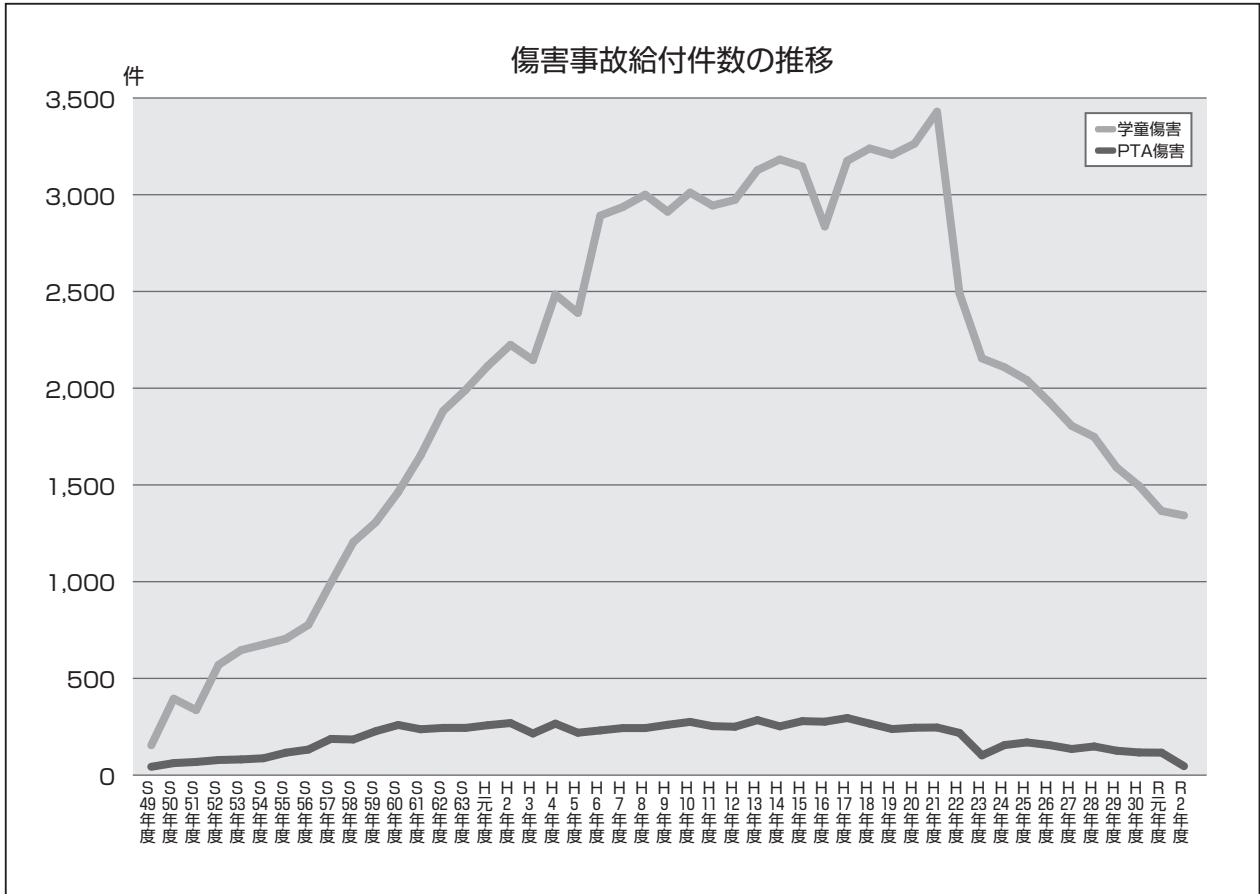
■ 県P安全互助会加入校数・加入率

年 度	小 学 校		中 学 校		合 計	
	加入校	加入率	加入校	加入率	加入校	加入率
昭和49年度	83	15	47	19	130	16
昭和50年度	171	31	83	34	254	32
昭和51年度	168	30	72	29	240	30
昭和52年度	208	38	87	35	295	37
昭和53年度	233	42	94	38	327	41
昭和54年度	272	49	104	42	376	47
昭和55年度	301	54.5	116	47	417	52
昭和56年度	332	60	127	51	459	57
昭和57年度	366	66	130	53	496	62
昭和58年度	409	74	142	57	551	69
昭和59年度	443	80	154	62	597	74
昭和60年度	477	85	179	71	656	81
昭和61年度	490	89	185	75	675	84
昭和62年度	507	91	196	80	703	88
昭和63年度	523	94	206	83	729	90
平成元年度	529	95	214	87	743	93
平成2年度	530	95	209	85	739	92
平成3年度	518	93	179	73	697	87
平成4年度	525	95	193	79	718	90
平成5年度	526	94	198	81	724	90
平成6年度	528	95	205	84	733	92
平成7年度	531	96	206	85	737	93
平成8年度	532	96	208	85	740	93
平成9年度	535	97	210	85	745	94
平成10年度	535	97	210	85	745	94
平成11年度	536	98	211	86	747	94
平成12年度	536	98	211	86	747	94
平成13年度	536	98	211	86	747	94
平成14年度	541	99	213	87	754	95
平成15年度	539	99	215	87	754	96
平成16年度	538	99	216	89	754	96
平成17年度	531	99	216	89	747	96
平成18年度	530	99	216	89	746	96
平成19年度	525	99	217	90	742	96
平成20年度	513	100	218	91	731	97
平成21年度	511	100	212	89	723	96
平成22年度	497	99	211	88	708	96
平成23年度	476	97	195	82	671	92
平成24年度	469	97	204	86	673	93
平成25年度	462	97	201	86	665	93
平成26年度	459	97	199	88	652	94
平成27年度	454	100	197	88	641	95
平成28年度	447	100	199	88	646	96
平成29年度	439	100	200	91	639	97
平成30年度	432	100	202	97	634	99
令和元年度	422	100	206	97	628	99
令和2年度	413	100	209	98	622	99



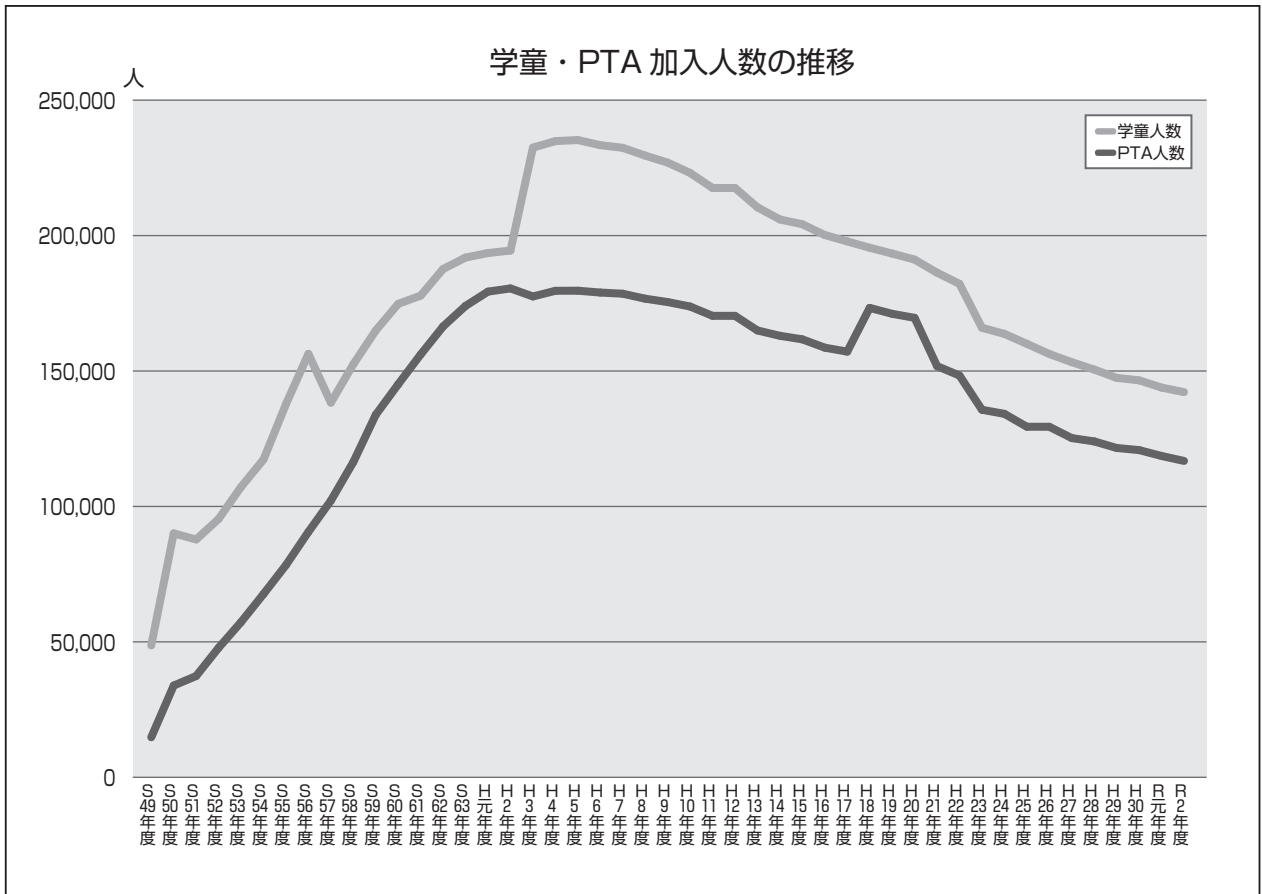
■ 県P安全互助会傷害・賠償事故給付件数

年 度	傷 害		賠 責		死 亡	合 計
	学 童	P T A	学 童	P T A		
昭和49年度	115	4			2	121
昭和50年度	356	23			4	383
昭和51年度	297	29			6	332
昭和52年度	531	39			5	575
昭和53年度	607	42			19	668
昭和54年度	636	48			13	697
昭和55年度	666	77			7	750
昭和56年度	738	93			21	852
昭和57年度	955	148			16	1,119
昭和58年度	1,165	145			29	1,339
昭和59年度	1,268	188			18	1,474
昭和60年度	1,424	220			19	1,663
昭和61年度	1,614	198			19	1,831
昭和62年度	1,843	205			7	2,055
昭和63年度	1,952	205			20	2,177
平成元年度	2,077	219			16	2,312
平成2年度	2,185	230			16	2,431
平成3年度	2,106	176	13	7	13	2,315
平成4年度	2,445	227	19	1	12	2,704
平成5年度	2,350	180	33	8	8	2,579
平成6年度	2,853	192	29	3	14	3,091
平成7年度	2,897	204	34	4	13	3,152
平成8年度	2,961	204	67	6	13	3,251
平成9年度	2,873	221	65	13	7	3,179
平成10年度	2,972	236	72	7	12	3,299
平成11年度	2,905	214	124	12	5	3,260
平成12年度	2,934	211	148	13	10	3,316
平成13年度	3,088	245	164	13	4	3,514
平成14年度	3,143	213	182	9	12	3,559
平成15年度	3,106	240	244	12	8	3,610
平成16年度	2,797	237	223	23	9	3,289
平成17年度	3,136	256	242	22	8	3,664
平成18年度	3,200	227	353	24	5	3,809
平成19年度	3,167	199	332	20	3	3,721
平成20年度	3,225	206	386	12	4	3,833
平成21年度	3,390	207	395	16	0	4,008
平成22年度	2,451	179	333	15	5	2,983
平成23年度	2,115	63	309	6	4	2,497
平成24年度	2,069	116	360	15	5	2,565
平成25年度	2,003	130	388	13	4	2,538
平成26年度	1,889	116	424	16	3	2,448
平成27年度	1,766	96	363	17	0	2,242
平成28年度	1,709	109	313	17	2	2,150
平成29年度	1,551	87	316	24	2	1,980
平成30年度	1,456	78	350	15	2	1,901
令和元年度	1,326	77	348	16	3	1,770
令和2年度	1,303	7	251	7	0	1,568



■ 県P安全互助会加入人数

年度	学童人数	PTA人数	合計	年度	学童人数	PTA人数	合計
昭和49年度	45,893	11,973	57,866	平成10年度	220,342	171,015	391,357
昭和50年度	87,260	31,074	118,334	平成11年度	214,783	167,576	382,359
昭和51年度	85,005	34,594	119,599	平成12年度	214,783	167,576	382,359
昭和52年度	92,571	45,024	137,595	平成13年度	207,655	162,175	369,830
昭和53年度	104,409	54,511	158,920	平成14年度	203,155	160,208	363,363
昭和54年度	114,525	64,872	179,397	平成15年度	201,387	158,896	360,283
昭和55年度	134,984	75,556	210,540	平成16年度	197,411	155,819	353,230
昭和56年度	153,523	87,820	241,343	平成17年度	195,055	154,367	349,422
昭和57年度	135,518	99,344	234,862	平成18年度	192,718	170,516	363,234
昭和58年度	149,692	113,583	263,275	平成19年度	190,567	168,323	358,890
昭和59年度	162,146	131,049	293,195	平成20年度	188,339	166,841	355,180
昭和60年度	172,006	142,313	314,319	平成21年度	183,505	149,016	332,521
昭和61年度	175,028	153,310	328,338	平成22年度	179,369	145,535	324,904
昭和62年度	184,881	163,662	348,543	平成23年度	163,166	132,896	296,062
昭和63年度	189,097	171,245	360,342	平成24年度	160,913	131,391	292,304
平成元年度	190,758	176,523	367,281	平成25年度	157,244	126,625	283,869
平成2年度	191,683	177,695	369,378	平成26年度	153,490	126,625	280,115
平成3年度	229,682	174,728	404,410	平成27年度	150,465	122,440	272,905
平成4年度	232,089	176,821	408,910	平成28年度	147,741	121,211	268,952
平成5年度	232,474	176,857	409,331	平成29年度	144,669	118,789	263,458
平成6年度	230,594	176,171	406,765	平成30年度	143,766	118,007	261,773
平成7年度	229,611	175,745	405,356	令和元年度	141,086	115,835	256,921
平成8年度	226,732	173,904	400,636	令和2年度	139,413	114,009	253,422
平成9年度	224,148	172,664	396,812				



IV 学校・PTA活動支援補償制度の変遷

平成14年度からの「総合的な学習の時間」の導入に併せ、学校主催行事にボランティアまたは指導者として参加された地域の方や保護者、PTA主催行事での外部講師（会員以外）の傷害・賠償事故を補償する「学校・PTA活動支援補償制度（ボランティア保険）を新設する。

◆平成14年度

補償内容		保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	500万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任（特約）		1,000万円
会費（1活動・1名）		320円

◆平成15年度

補償内容		保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	550万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任（特約）		1,000万円
会費（1活動・1名）		300円

◆平成21年度～平成22年度

補償内容		保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	550万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任（特約）		1,000万円
会費（1活動・1名）		250円(234円)
（*保険料234円+運営費16円）		

◆平成23年度～平成25年度

補償内容		保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	390万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任（特約）		1,000万円
会費（1活動・1名）		250円(234円)

◆平成26年度～

補償内容		保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	300万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任（特約）		1,000万円
会費（1活動・1名）		250円(234円)

◎年度別加入校数・活動者数・事故件数

年 度	加入校数	活動者数	事故件数
平成14	40	904	0
平成15	47	1,481	1
平成16	48	1,360	0
平成17	46	1,619	0
平成18	50	1,478	1
平成19	52	2,000	2
平成20	51	1,754	2
平成21	49	1,529	0
平成22	47	1,518	0
平成23	37	1,010	0
平成24	38	1,025	0
平成25	40	1,186	0
平成26	41	1,116	0
平成27	41	1,114	1
平成28	39	931	0
平成29	34	810	0
平成30	34	894	0
平成31・令和1	34	979	0
令和2	33	527	0

*平成14年度からの傷害事故件数 7件

V 安全互助会会則

第1条（目的）

この会は、福島県PTA連合会傘下の学童及びPTA会員の安全確保のため、指導・奨励・保障を行うことを目的とする。

第2条（事業）

この会は、次の事業を行う。

1. 会員の事故安全対策の指導・奨励に関すること。
2. 会員の事故補償に関すること。
3. その他この会の目的達成に必要なこと。

第3条（名称）

この会は、福島県PTA安全互助会という。

第4条（事務所）

この会の事務所は、会長指定のところにおく。

第5条（会員）

この会は、この会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きをした学童及びPTA会員をもって会員とする。

第6条（役員）

この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 5名 会計監事 3名 常任委員 若干名 委員 若干名

第7条（役員の職務）

この会の役員の職務は、次の通りとする。

- 会長は、この会を代表し、会務の一切を総括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 会計監事は、会計事務を監査する。
- 常任委員は、会の事業運営にあたる。
- 委員は、会の事業運営について審議する。

第8条（役員の選出及び任期）

1. この会の役員の選出は、次の通りとする。
 - 会長・副会長・会計監事は、委員より選出する。
 - 常任委員は、委員中より会長が指名委嘱する。
 - 委員は、各連P会長及び会長の推薦するものがこれにあたる。
2. この会の役員の任期は、1ヵ年とする。但し、補欠によって選出された場合は、前任者の残留期間とする。

第9条（会議）

1. この会の会議は、常任委員会、委員会及び代議員総会とする。
2. 各会議の定足数は、各役員の二分の一とする。

第10条（常任委員会）

1. 常任委員会は、会長・副会長・常任委員により構成され、年一回以上開催し、会長がこれを招集する。
2. 常任委員会は、次のことを行う。
 - (1) この会の事業運営に関すること。
 - (2) 委員会より選任されたこと。

第11条（委員会）

1. 委員会は、会長・副会長・常任委員・委員・会計監事により構成され、年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、必要と認めたときは臨時開催することができる。
2. 委員会は次のことを行う。

- (1) 庶務報告 (2) 決算の承認 (3) 事業の計画 (4) 予算案の審議 (5) 役員の選出
(6) 会則の修正 (7) その他必要事項の審議

第12条 (代議員総会)

1. 代議員総会は、各地区毎に開催し、各地区委員が招集する。
2. 代議員総会は、各地区の委員及び単位PTAより1名ずつ選出された代議員によって構成する。
3. 代議員総会は、次の事項につき協議し、委員会へ提案する。
 - (1) この会の事業運営に関すること
 - (2) その他この会に関すること

第13条 (経費)

この会の経費は、毎年会員より徴収する会費、その他をもってこれにあてる。

第14条 (会計)

1. この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
2. この会の収支決算は、毎会計年度終了後、会計監事の監査を受けた後、委員の承認を受けるものとする。

付 則 この会の規約は、昭和49年6月3日より実施する。

～その後の経緯～

昭和49年福島県PTA安全互助会会則

昭和51年度から57年度までの7年間、無事故校へ還付金として共栄火災から図書券を贈呈

昭和52年6月3日 「郡市P連球技大会における表彰規定」

昭和53年6月2日 「安全互助会表彰規定」平成2年6月4日まで規定あり確認

昭和54年6月6日 常置委員会に「安全互助会委員会」を設置したときに会則を廃止

安全互助会表彰規定により、本会の趣旨に賛同し、学童及びPTA会員の安全互助のため寄与された功績により表彰…郡市P連へ賞状と1万円

平成元年 安全互助会規約廃止

創立70周年記念事業 令和3年度実行委員会名簿

参 与	小林 利 明	歴代会長代表	
	誉 田 憲 孝		
	成 澤 勝 蔵		
	佐 藤 秀 美	副会長・県小学校長会会長	
	佐 藤 浩 哉	副会長・県中学校長会会長	
アドバイザー	古 内 利 勝	元 事務局長	
	佐 藤 秀 雄	前 事務局長	
実行委員会役員	実行委員長（会 長）	平 塚 康 晴	会 長 全体総括
	副委員長（副会長）	齋 藤 友 則	副会長 県大会実行委員長・総括
	〃	鈴 木 崇 史	副会長 記念誌担当
	〃	齋 藤 敏 浩	〃 式典担当
	〃	宗 像 真 人	〃 記念誌担当
	〃	相 田 知津子	〃 式典担当
実行委員会各部会の委員	記 念 誌 編 纂		記念式典・祝賀会（中止）
	平 塚 康 晴 ・ 齋 藤 友 則		
	鈴 木 崇 史 ・ 宗 像 真 人		相 田 知津子 ・ 齋 藤 敏 浩
	橋 本 洋 介（安全互助委員長）	高 橋 正 人（総務委員長）	
	酒 井 清 孝（調査広報委員長）	大河内 威（健全育成委員長）	
中 村 徹（総務部長）	八木沼 秀 樹（研修委員長）		
吉 川 信 夫（庶務部長）	安 藤 正 希（福島大会実行委員会）		
唯 木 常 晴（研修部長）	渡 辺 真 紀（福島大会実行委員会）		
神 尾 孝 弘（広報部長）	二階堂 義 樹（福島大会実行委員会）		
小 松 浩 行（会計部長）			
事務局	部長（再掲）	中村 徹・吉川 信夫・唯木 常晴・神尾 孝弘・小松 浩行	
	庶務・会計	大橋 誠寿・羽田 陽子・酒井香代子	

70周年記念誌表紙題字 書

渡辺 光太郎 先生

元大玉村立大山小学校長・元県書写書道教育研究会会長

編 集 後 記

福島県PTA連合会は令和3年度に70周年を迎えました。記念事業として「記念式典」を開催し、「70周年記念誌」を編纂・発行することといたしました。

これまで、「30年の歩み」、「40年の歩み」、『50周年記念誌「歩」』と発行されてきましたが、60周年にあたる平成23年は、東日本大震災とその後の原発事故により「60年の歩み」の発行は計画段階で中止となりました。

70周年にあたる今年度は、コロナ禍により、編集会議も思うように開催できませんでした。しかしながら、20年間の記録をしっかりと整理しておきましょう、という方針のもと、対談や写真ページ、震災・原発事故からの復興の歩みなど、割愛されたコーナーもたくさんありましたが、皆様のご協力により、何とか発行することができる運びとなりました。特に、歴代会長の皆様からお寄せいただきました原稿は70周年記念誌の宝物となりました。

ご協力いただきました歴代会長様、記念事業実行委員会の皆様、また郡市P連の記録を整理していただきました各郡市P連事務局の皆様、校正作業にご協力をいただきました各部長の校長先生方に深く御礼申し上げます。

令和4年3月 70周年記念誌「70年の歩み」 編集委員一同

令和3年度 福島県PTA連合会評議員・事務局一覧名簿

役 職		名 前	所属校	役 職		名 前	所属校
会 長		平塚 康晴	赤 木 小	評議員・理事	若 松	齋藤 敏浩	若 松 二 中
副会長		齋藤 友則	福 島 一 中	評議員		小林 稔	
副会長		鈴木 崇史	み さ か 小	評議員・理事	北会津	佐藤剛太郎	吾 妻 中
副会長		齋藤 敏浩	若 松 二 中	評議員		古川 雅秀	
副会長		宗像 真人	中央台南中	評議員・理事	耶 麻	小林 弘幸	喜多方三中
副会長		相田知津子	田 島 小	評議員・理事		押部 秀隆	喜多方二中
副会長 (校長会)		佐藤 秀美	福 島 三 小	評議員・理事	両 沼	武田 剛	会津柳津学園中
副会長 (校長会)		佐藤 浩哉	福 島 一 中	評議員		小関 英紀	
監 事		安藤 正希	湯 野 小	評議員・理事	南会津	相田知津子	田 島 小
監 事		大河原利久	ひらた清風中	評議員・理事		高橋 弘之	
監 事		山口謙太郎	塩 川 中	評議員・理事	相 馬	但野 直治	飯 豊 小
評議員・理事	福 島	齋藤 友則	福 島 一 中	評議員・理事		木村 裕之	
評議員・理事		川 俣	松野 光伸	清 水 小	評議員・理事	双 葉	
評議員・理事	高橋 正人		富 田 小	評議員・理事	佐藤 由弘		熊 町 小
評議員	伊 達	小松 浩行	靈 山 中	評議員・理事	いわき	宗像 真人	中央台南中
評議員・理事		渡邊 正美		評議員・理事		丹 孝平	(中央台南小)
評議員	安 達	阿部 裕好	二本松一中	評議員・理事	母親代表	大須賀祐香	吾 妻 中
評議員・理事		大河内 威		評議員・理事	母親代表	大平 泉	行 健 小
評議員	郡 山	原田 真一	郡 山 一 中	評議員・理事	母親代表	松谷恵理子	須賀川三中
評議員・理事		橋本 洋介		評議員・理事	母親代表	土井 洋美	若 松 二 中
評議員	岩 瀬	作田 昌宏	日 和 田 中	評議員・理事	母親代表	坂下 直子	好 間 中
評議員・理事		遠藤 文康	西 袋 一 小	評議員・理事	母親代表	田代 悦子	中 村 一 小
評議員・理事	石 川	水沼 栄寿		浅 川 中	顧問 (平成30年会長)	誉田 憲孝	(福島三中)
評議員		八木沼秀樹	顧問 (令和元年会長)		成澤 勝蔵	(若松四中)	
評議員・理事	田 村	舟木 武志	常 葉 中	事務局・部長	総 務	中村 徹	蓬 萊 中
評議員		酒井 清孝		事務局・部長	庶 務	吉川 信夫	平 石 小
評議員・理事	西 白	吉田 圭輔	み さ か 小	事務局・部長	研 修	唯木 常晴	水 原 小
評議員・理事		鈴木 崇史		事務局・部長	広 報	神尾 孝弘	福 田 小
評議員	東 白	根本 秀一	棚 倉 中	事務局・部長	会 計	小松 浩行	富 田 小
評議員・理事		藤田辰之進		事務局		大橋 誠寿	事 務 局 長
評議員		深谷 昇司		事務局		羽田 陽子	
				事務局		酒井香代子	

70周年記念誌

70年の歩み

(非売品)

令和4年3月25日 発行

発行者 福島県PTA連合会会長 平塚 康晴

編集者 70周年記念誌「70年の歩み」編集委員会

福島県福島市黒岩田部屋53-5 (福島県青少年会館)

TEL : 024-545-5982

FAX : 024-545-5990

印刷所 陽光社印刷株式会社

福島県福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1

福島県PTA連合会創立70周年おめでとうございます。

今後益々のご繁栄をこころよりお祈り申し上げます。

福島県PTA安全互助会補償制度

(児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度)

令和4年度4月1日施行・福島県の自転車損害賠償責任保険等加入義務化に対して、「**福島県PTA安全互助会補償制度**」では、全てのプランで対応しています！

●小学生による自転車事故の事例

(2013年7月4日判決、神戸地方裁判所)

小学5年生の児童が、60代の歩行者と正面衝突！

歩行者は頭蓋骨骨折などの損傷を負い、意識が戻らない状態となった。約9,500万円の賠償を保護者へ命じる。



福島県PTA安全互助会補償制度の令和3年度・IVコースの場合、児童・生徒賠償責任の補償額は**1億円**です。

ふくしまっ子子ども総合補償制度

(小・中学生総合補償制度)

令和4年4月1日より「ふくしまっ子子ども総合補償制度」では**全てのプランで「学校等から貸与されたタブレット端末の破損・紛失・盗難の損害賠償責任」が補償されるようになります。**

このような場合に補償されます。



破損

紛失

盗難

ご自宅または登下校中などに、学校等から貸与されたタブレット端末を偶然な事故で破損させ、法律上の賠償責任が発生した場合に、補償の対象となります。

<例>

- ・自宅でランドセルから取り出す際、落としてしまった。
- ・飲み物をこぼして壊してしまった。
- ・登下校中に紛失してしまった。

※学校内(休み時間等)の破損についても、お子さまの責任であると判断された場合は、補償の対象となりえません。

※天災が起因する場合(地震により落下し破損した)などは補償されません。

※タブレット端末に関する受託品賠償責任の補償がある保険は 限られていますので、既にご加入されている保険での補償の有無をご確認の上、ご検討ください。

※貸与している学校において、タブレット端末へ補償を付けている場合がありますので、ご確認の上、ご検討ください。

※既に「ふくしまっ子子ども総合補償制度」にご加入の場合、2022年4月1日より自動継続されるご契約から補償が適用されます。

【引受保険会社】

共栄火災海上保険株式会社

東北支店 福島支社

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番地1(JA福島ビル)

TEL : 024-554-3006

B21-1926-20230105

70th
anniversary

The logo for the 70th anniversary of PTA. It features a large blue '7' followed by a blue circle containing the letters 'PTA' in white. To the right of the circle is the word 'th' in a blue script font. Below the '7' and the circle is the word 'anniversary' in a blue serif font.